

# 時報 しやりんけん

第8号  
2015

南山大学社会倫理研究所

ONLINE

# もくじ

ご挨拶 社会倫理研究所所長 丸山 雅夫 1

## 特集

第8回社会倫理研究奨励賞	1
全体講評	野家啓一 2
審査員賞・最終候補論文講評	4
第8回社会倫理研究奨励賞受賞記念講演原稿	
介護職員の虐待認識に基づいた高齢者虐待定義の再構築への試み	
任 貞美	6

## 学界報告

南山大学社会倫理研究所・上智大学生命倫理研究所共催公開シンポジウム	
「パンデミックを考える—その危険性と不確実性をめぐる政治・社会・倫理」	
鈴木 真	10
南山大学社会倫理研究所・南山学会合同主催公開シンポジウム	
「工業化と企業家精神—ヨハネス・ヒルシュマイヤーの時代」	
岡部桂史	14

## 活動報告

2014年度懇話会報告	18
マイケル・シーゲル氏退職記念講演会報告	奥田太郎 21
「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト活動報告	竈橋一輝 22
シリーズ懇話会「3.11以後何が問われているのか」活動報告	三好千春 27
学生企画講演会報告	鈴木貴之 30

## 社会倫理の道標

経営倫理を語りはじめるための十冊	高田一樹 32
ドイツの学術事情	大竹弘二 34

## 研究所活動記録

平成26年度（2014年度）活動報告	36
研究所専任スタッフ研究業績	39
研究所専任スタッフに関わる学会・研究会・講演・調査等の記録	42
南山大学社会倫理研究所スタッフ・研究プロジェクト相関マップ2015	46
編集後記	48

# ご挨拶

社会倫理研究所所長 丸山 雅夫

日頃から社会倫理研究所の活動に多大な御支援を賜り、心より感謝申し上げます。おかげさまで、昨年度における活発な活動の報告ができることを喜んでおります。昨年度に特徴的なことは、第8回を迎えた社会倫理研究奨励賞において、奨励賞と審査員賞の受賞者が女性研究者であったことです。ジェンダーを強調する時代ではなくなっているものの、若手研究者の裾野の広がりを実感させる出来事でありました。また、昨年度末をもって、第一種研究所員のシーゲル先生が定年退職され、今年度から新たな陣容での活動継続を余儀なくされることになりました。所員一同、今後とも頑張っていく覚悟を固めています。皆様のさらなる御支援をお願いいたします。

## 特集

# 第8回社会倫理研究奨励賞

「社会倫理研究奨励賞」とは、若手研究者による社会倫理分野における優れた研究に対して南山大学社会倫理研究所が授与する賞であり、2007年度に開始されました。

第8回の募集は、2013年12月1日から2014年11月31日までに日本語で公開された社会倫理に関する論文を対象として行なわれ、自薦・他薦あわせて11篇の応募がありました。そして、2015年2月5日、第8回社会倫理研究奨励賞選定委員会（構成員は下記表を参照）による厳正なる審査の結果、「社会倫理研究奨励賞」受賞論文は、

**任貞美「介護職員の虐待認識に基づいた高齢者虐待定義の再構築への試み—「準虐待」の構造と特徴に着目して—**

（『社会福祉学』第54巻4号、57-69頁、2014年）と決定致しました。

また、第7回から設けられた「審査員賞」受賞論文として次の1篇が選定されました。

久保田さゆり「動物倫理における文学の役割」（『倫理学年報』第63集、231-244頁、2014年）

なお、最終候補論文は以下の4篇です（順不同）。

伊吹友秀「性別の選択を目的とした着床前診断（PGD）の利用の是非に関する生命倫理的考察」（『生命倫理』25号）

今井宏平「グローバル化と国際関係理論の多様化—非西洋の国際関係論が与える理論的インパクト—」（星野智編著『グローバル化と現代世界』中央大学出版部）

高澤洋志「保護する責任（R2P）論の「第3の潮流」—2009年以降の国連における言説／実践を中心に—」（『国連研究』第15号、国際書院）

田中極子「大量破壊兵器のデュアル・ユース性管理—生物兵器禁止条約における発展」（『社会科学ジャーナル』第77号）

### 第8回社会倫理研究奨励賞選定委員会

野家啓一【委員長】	東北大学名誉教授	哲学・倫理学、科学社会学・科学技術史
瀬口昌久	名古屋工業大学大学院工学研究科 教授	古代哲学、技術者倫理
安藤史江	南山大学大学院ビジネス研究科 教授	経営組織論、組織学習論
石川良文	南山大学総合政策学部 教授	環境政策、政策評価
丸山雅夫	南山大学大学院法務研究科 教授	法学
大庭弘継	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	国際政治学
奥田太郎	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	倫理学、応用倫理学
マイケル・シーゲル	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	社会倫理学、和解学
鈴木 真	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	哲学、倫理学

# 全体講評—真摯な眼差しと挑戦的な論述

第8回社会倫理研究奨励賞選定委員会委員長 野家啓一

南山大学社会倫理研究所が主催する「社会倫理研究奨励賞」は、人文社会科学分野における若手研究者の意欲的な研究活動を奨励し顕彰するユニークな賞ですが、皆さま方のご支援のおかげで第8回目を迎えることができました。まず今年度の社会倫理奨励賞を受賞された任貞美さん、ならびに審査員賞を受賞された久保田さゆりさんに心からお祝いを申し上げたいと思います。おめでとうございます。

次に選考経過について説明いたします。本年度の論文募集は2014年8月に開始され、12月10日に締め切られました。その結果、11編の論文の応募がありました。これはほぼ例年並みの数といえます。これらの論文について、予備審査委員7名による一次審査が行われ、通常は5篇ですが、今回は実力が伯仲していたこともあって6篇の最終候補論文が選定されました。この6篇の論文を9名の選定委員会委員に送付し、上位2篇の論文を選んで短評をつけることをお願いしました。それを踏まえ

て本年2月5日に選定委員会を開催し、活発な議論を経て最終的な受賞作を決定いたしました。委員会では、まず上位2篇の論文の投票を行ったのですが、論文のテーマが国際政治から介護倫理や動物の権利まで多岐にわたっていたため、正直に言って票はかなり分散しました。その意味では、残った6篇のうちどの論文が受賞してもおかしくない状況であったと言えます。ただ、最後はやはり学術性とアクチュアリティの両立、さらには今後の展開が期待される将来性といった観点から、今回の受賞作2篇が選ばれた次第です。

全体としては、いずれの論文も国際的あるいは国内的に解決が求められている社会倫理的諸問題に正面から取り組んだ力作であり、若手研究者の各問題に対する真摯な眼差しと挑戦的な論述に選定委員一同大いに感銘を受けました。以下では、選定委員会で指摘された各論文の長所と短所を紹介しながら、講評を述べることにいたします。今後の研鑽と研究の進展への手がかりとしていただければ幸いです。





## 第8回社会倫理研究奨励賞

任 貞美（同志社大学大学院社会学研究科博士後期課程）

受賞論文「介護職員の虐待認識に基づいた高齢者虐待定義の再構築への試み—「準虐待」の構造と特徴に着目して—」  
 （『社会福祉学』第54巻4号、2014年2月）

### 【講評】

介護老人福祉施設に勤務する介護職員 5,000 人を対象にした質問紙調査を基に、高齢者への虐待認識を詳細に分析し、そこから「準虐待」という新たなカテゴリーを浮き彫りにするとともに、「高齢者の尊厳」の回復と QOL の向上を模索した労作である。考察は実証的で手堅く、これまで高齢者虐待防止法によっては捕捉されず、グレーゾーンに属するものとして可視化されてこなかった「準虐待」という行為を析出し、虐待定義の実践的な再構築を試みた功績は大きい。本論文が介護施設における虐待問題を捉え直し、高齢者の人権擁護を押し進める新たな視座を提供したことは高く評価されてよい。ただし、「準虐待」というネーミングが適切かどうか、また質問項目と因子分析による考察結果の妥当性等については

再考の余地がある。さらに、介護職員のみならず、施設に入居中の被介護者やその家族へのインタビューなども併せて実施されていたならば、より多面的な考察が可能になったものと思われる。今後の課題としては、「尊厳・役割・自律・交流の侵害」として特徴づけられた準虐待の「倫理的意味」をめぐる掘り下げた考察と検討がなされることを期待したい。

## 審査員賞

久保田さゆり (千葉大学大学院人文社会科学研究所博士後期課程)

受賞論文「動物倫理における文学の役割」(『倫理学年報』第63集、2014年3月)



### 【講評】

動物に対する倫理的配慮というきわめて興味深いテーマを扱った論文であり、文学と哲学との相補的關係について重要な視点を提起したことは高く評価できる。日本ではまだ一般的に議論されることの少ない「動物の権利」をめぐる倫理的問題に着眼し、従来の哲学的議論を文学的な語りの視点から補完するというユニークな分析を展開した点は大変新鮮であり、将来性を感じさせる。とりわけ、演繹の正当化を軸にした哲学的語りに対して、文学的語りのもつ情意喚起機能を積極的に評価し、読者の倫理的信念の変化に果たす重要な役割を浮き彫りにした点は重要な貢献である。しかし、「文学のもつ影響力」の考察がほとんどザミールやヌスパウムの議論に依拠しており、また肝心のクッツェーの小説『動物のいのち』の理解がアールトラやジョーンズの解釈に依存するなど、

著者のオリジナリティーがどこにあるのかが、いささか見えにくい論述になっている。前半部でもう少し著者自身の見解が積極的に披歴されていたならば、第四節「動物倫理における文学作品の重要性」の主張が一段と生きてきたものと惜しまれる。テーマ自体は今後の発展が大いに期待されるものなので、さらなる考察の深化を望みたい。

## 最終候補論文講評

前述のように、選定委員会では6篇の論文が最終候補として審査の対象となり、いずれも受賞作と紙一重の優れた作品であった。それぞれの論文について、高く評価された点と今後の課題として残された点について、簡単なコメントを加えておきたい。(応募受け順)

高澤洋志「保護する責任 (R2P) 論の『第3の潮流』 — 2009年以降の国連における言説／実践を中心に」

### 【講評】

本論文は近年国際政治の場で国連を中心に議論が展開されている「保護する責任 (R2P)」について、これまでの言説を整理しながら、今後の進むべき方向を提示したものである。R2Pの解釈をめぐって「政治的誓約」と「道義的声明」という2つの潮流を取り出し、それに3つの国連主体 (加盟国、事務局、市民社会) というカテゴリーを交差させる分析枠組みは明快であり、説得力をもつ。また、従来の「対応」と「予防」という二項対立を超えて「防止」という第3の潮流を浮き彫りにした功績は評価できる。ただ、きわめて専門的な論文であり、いまだ「社会倫理」という観点からの掘り下げた考察があれば、本賞の趣旨に合致したものと思われる。

伊吹友秀「性別の選択を目的とした着床前診断 (PGD) の利用の是非に関する生命倫理的考察」

### 【講評】

現在わが国では性別の選択を目的とした着床前診断 (PGD) は認められていないが、そのため海外で診断をうけるカップルも増えている。本論文はPGD利用の是非を、欧米の先行研究を踏まえながら、わが国の文脈をも考慮に入れつつ論じたものであり、さまざまなケースを想定した具体的な考察は説得力に富んでいる。とりわけ、徳

倫理学の視点から「受容の徳」に対して「慈愛の徳」を対置し、議論を新たな観点から捉え直した点は著者のオリジナルな論点として高く評価できる。ただ、「わが国の文脈」を論ずるに当たって、日本人の伝統的な家族観や倫理観念についての立ち入った分析があれば、議論はさらにも深みを増したものと惜しまれる。

田中極子「大量破壊兵器のデュアル・ユース性管理—生物兵器禁止条約における発展」

#### 【講評】

先端の科学技術が民生用と軍事用の両面で利用される「デュアル・ユース（二重用途）問題」は、国際社会が抱える喫緊の解決を要する課題である。とかく抽象的になりがちなこの問題に関する議論を、著者は「生物兵器禁止条約（BWC）」と「化学兵器禁止条約（CWC）」に焦点を合わせ、両者の規範理念と制度設計とを比較することを通じて、今後の国際社会が進むべき道を提示する。前者を「硬いレジーム」、後者を「柔らかいレジーム」と特徴づけ、目指すべき今後の方向性として両者の「ハイブ

リッド型」を示唆する著者の議論は周到であり、有益な提案を含んでいる。ただし、議論の枠組みをいささか図式化しすぎた面があることは否めない。また、デュアル・ユースの「社会構築性」と「物語（narrative）」の適用については説明不足の点があり、今後の展開を期待したい。

今井宏平「グローバル化と国際関係理論の多様化—非西洋の国際関係論が与える理論的インパクト—」

#### 【講評】

国際関係論自体の「国際化」ないしは「グローバル化」をどのように達成するか、というきわめて挑戦的な問題意識に立った意欲的論考である。しかし、著作の一章を分担執筆するという役割を意識し過ぎたせいか、さまざまな国際関係論の潮流や主張を羅列的に紹介することに終始しているきらいがあり、著者のオリジナリティーがどこにあるのかがわかりにくい構成になっている。「非西洋の国際関係論」という問題設定それ自体はきわめて興味深くまた重要なものなので、今後の研鑽と精進を期待したい。■



# 介護職員の虐待認識に基づいた高齢者虐待定義の再構築への試み

第8回社会倫理研究奨励賞受賞 任 貞美

## I. 研究の背景及び目的

2006年に制定された高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法）は、「どこまでを虐待の範囲として扱うべきか」「虐待かどうかよく分からない」という「虐待定義のあいまいさ」の問題が指摘されている（武田 2010）。これらの「虐待定義のあいまいさ」は、ある研究では虐待とされているものが他の研究では虐待ではないという現状を生じさせ、このような概念規定の不一致は研究結果の比較、問題解決のための実践活動を困難にしている（大塩 1997）。

また、高齢者虐待防止法の適用と判断においても混乱を招き、特に証拠が残りにくい心理的虐待とネグレクトへの虐待判断を難しくしている（認知症介護研究・研修仙台センターら 2008）。その結果、基本的なプライバシー侵害、多様な拘束の形態等を虐待と位置づけることが難しく、高齢者虐待防止法に「虐待予防」としての機能と効果がほとんどみられない（萩原 2009）とされている。

したがって、様々な学者によって高齢者虐待の問題と概念を明確にしようとする試みが続いてきた（＝Decalmerら 1998：10；萩原 2009）しかし、高齢者虐待に関する研究の多くが、高齢者虐待定義の問題点と再構築の必要性を指摘しているが、虐待定義の再構築を明確に行った実証的な研究は見当たらない。

そこで本研究は、「実践上の高齢者虐待定義の構築」に向けて、介護職員の虐待認識をもとに新たに「準虐待」を加え、その構造と特徴を明らかにすることを目的とした。

ここでいう「実践上の高齢者虐待定義」とは、高齢者の人権向上のために、プライバシーを侵害する恐れのある異性介護や主体性が制限される生活規制等、法律上高齢者虐待として分類できないが実際に虐待ともいえる事例などを含めて、研究と臨床上の目的で虐待を定義することを示す。なお、法的な虐待未満の虐待的行為については、これまで指標化されたものがないため、本稿では「準虐待」と呼ぶことにし、筆者が「高齢者虐待防止法には含まれていないが、実際に虐待ともいえる高齢者の重

要な人権を侵害する行為や心身に大きなストレスを与えたり傷つけるひどい行為」と定義した。

## II. 方法

### 1. 調査対象と調査方法

調査対象者は全国の介護老人福祉施設に勤務する介護職員 5,000 人とした。調査方法は層化二段無作為抽出を用いた。

### 2. 調査内容

#### 1) 「調査対象者の属性」

「属性」については、性別、年齢、勤務形態、介護・福祉関連の学歴、保有する介護・福祉関連の資格、介護現場での経験年数及び高齢者虐待予防のための研修参加について尋ねた。

#### 2) 「虐待認識」に関する質問項目について

「虐待認識」に関する質問項目は、インタビュー調査<sup>1</sup>を通して抽出した【自己決定・選択のある生活】7項目、【尊厳・プライドのある生活】7項目、【プライバシーのある生活】7項目、【人・地域との交流がある生活】6項目、【役割遂行・自己実現のある生活】6項目【現在の生活への満足と病気に対応した治療】の4項目を加え、合計 37 項目で構成された。

各項目について、「明らかに虐待である（4点）」から「全く虐待ではない（1点）」の4件法で回答を求め、それぞれ4点～1点の得点を付与した虐待認識得点を求めた。なお、本調査で使用した「虐待認識」の質問項目は、すべて高齢者虐待防止法で禁止されている事項には当てはまらない行為、本研究における「準虐待」の定義に当てはまる事項で構成された。

### 3. 分析方法

#### 1) 分析対象

回収された 1,389 人(回収率 27.78%)の調査票のうち、

<sup>1</sup> 具体的な内容は、次の論文に書かれている。任貞美（2014）『介護職員の虐待認識に基づいた高齢者虐待定義の再構築への試み——『準虐待』の構造と特徴に着目して』『社会福祉学』54(4), 57-69.

未記入などの欠損データを除いた 1,143 人（有効回答率 22.9%）を分析対象とした。

## 2) 因子分析による「準虐待」の構造検討

介護職員の虐待認識から「準虐待」の構造を明らかにするため、各質問項目の虐待認識得点をもとに、探索的因子分析（最尤法、プロマックス回転）を行い、因子を抽出した。因子数は固有値 1 以上の基準を設け、さらにスクリープロットと解釈可能性をもとに判断した。項目については因子負荷量が 0.40 以上の項目を因子構成項目として採用し、因子分析後尺度の信頼性は Cronbach  $\alpha$  係数の算出による内的整合性の検討を行った。

## III. 結果

### 1. 調査対象者の属性

性別は女性が 734 人（64.2%）、男性が 409 人（35.8%）で男性が全体の 3 割強を占めていた。平均年齢は 37.3（ $\pm 10.9$ ）歳であった。勤務形態は常勤が 1,089 人（95.3%）、「介護・福祉関連の学歴をもっていない」は 670 人（58.6%）であった。保有する介護・福祉関連の資格等を複数回答で求めたところ、「介護福祉士」が 900 人（78.7%）と最も多く、それに続いて「ホームヘルパー」が 386 人（33.8%）であり、「介護・福祉関連の資格はもっていない」は 67 人（5.9%）であった。介護現場での経験年数は「10 年以上」が 461 人（40.3%）と最も多く、それに続いて「5 年以上 10 年未満」が 402 人（35.2%）であり、「3 年未満」は 133 人（11.6%）であった。介護現場の経験年数の平均は、9.2（ $\pm 6.4$ ）年であった。高齢者虐待予防のための研修に「参加したことがある」は 577 人（50.5%）で、「参加したことがない」は 566 人（49.5%）であった。

### 2. 「準虐待」の因子構造と特徴

「準虐待」の定義をもとに「準虐待」の構造を明らかにするため、最尤法による探索的因子分析を行った。その結果、29 項目 4 因子構造が抽出された（表 1）。

第 1 因子は、「人前で排泄・入浴介助等を行わない配慮がない」「一人の人間としての利用者の個性が尊重されていない」等に関する項目で構成され、「尊厳の侵害」因子と命名した。第 2 因子は、「利用者が施設の外もしくは中でできる仕事や役割がない」「利用者が他人から信頼され頼りにされていない」等に関する項目で構成され、「役割の侵害」因子と命名した。第 3 因子は、「利用者が希望するときに外食に行くことができない」「必要な品物を利用者が自由に買いに行くことができない」等に関する項目

で構成され、「自律の侵害」因子と命名した。第 4 因子は、「利用者が友人や家族と過ごす時間をもつことができない」等に関する項目で構成され、「交流の侵害」因子と命名した。因子の内的整合性を示す Cronbach  $\alpha$  係数は、第 1 因子 0.938、第 2 因子 0.921、第 3 因子 0.886、第 4 因子 0.904 で、すべて 0.80 以上の高い値を示していることから、内的一貫性は十分であると判断した。

さらに、介護職員の虐待認識の程度を明らかにするため、各因子の下位項目を加算し、その平均を算出した得点（項目平均値）を「下位尺度得点」とした。第 1 因子から第 4 因子の各「下位尺度得点」の平均値を比較したところ、得点が高い方から「尊厳の侵害（ $3.14 \pm 0.66$ ）」>「交流の侵害（ $3.03 \pm 0.80$ ）」>「役割の侵害（ $2.66 \pm 0.61$ ）」>「自律の侵害（ $2.54 \pm 0.61$ ）」の順となった。

## IV. 考察

### 1. 「準虐待」の構造と特徴について

現在の高齢者虐待防止法が「高齢者の尊厳保持」という本来の法的目的を果たすためには、虐待防止法には含まれていないが、実際に虐待ともいえる高齢者の重要な人権を侵害する行為等を含んだ「高齢者虐待定義の再検討」が必要と考えられる。そこで本研究は、介護職員の虐待認識をもとに、法律上の高齢者虐待に位置づけることができないが実際に虐待ともいえる人権侵害行為や、不適切な生活環境を含めた実践上の高齢者虐待定義の構築に向けて、「準虐待」の構造と特徴を明らかにするための検討を行った。

その結果、本研究における「準虐待」は「尊厳の侵害、役割の侵害、自律の侵害、交流の侵害」の 4 つの因子によって構成されていた。また、こういった 4 つの「準虐待」の各因子は、国連原則の高齢者の人権を保障するための 5 つの原理、「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」と同様な内容で構成されていることが明らかになった。つまり、「準虐待」の各内容を改善していくことは高齢者の人権保障のための最優先課題であることを意味する。

現在の法律上の高齢者虐待は、測定不可能な軽度の人権侵害行為を虐待と規定しにくいと、高齢者の尊厳保持という本来の法的目的を達成することが難しい。また、虐待に準ずる実態があるのにそれを表現する言葉がないために問題意識が高まらず、解決の糸口をつかめない（大塩 1997）と思われる。安梅ら（2007）は、「家族以外との会話」「訪問の機会」「活動参加」「役割の遂行」「近所づきあい」「趣味」「健康への配慮」「生活の工夫」「積

極性」などの社会関係性と生命予後との有意な関連を指摘している。これらを踏まえると、「準虐待」の各因子に当てはまる生活の侵害は、高齢者の生命予後にも影響を与える可能性があるといえよう。したがって、高齢者にとって重要な生活、特に人権に関わる「尊厳・役割・自律・交流の侵害」について更なる検討が必要であり、それらを「実践上の高齢者虐待」として位置づける必要がある。

## 2. 各因子に対する虐待認識の特徴について

介護職員の「虐待認識」の程度を把握するために、各因子の「下位尺度得点」を比較したところ、「尊厳の侵害」>「交流の侵害」>「役割の侵害」>「自律の侵害」の順となった。このことは、「尊厳の侵害」についての介護職員の虐待認識は最も高い一方、「自律の侵害」についての介護職員の虐待認識が最も低いことを意味している。とくに、各「下位尺度得点」の平均値を比較してみると、「尊厳の侵害」「交流の侵害」に対する介護職員の虐待認識は高く、「役割の侵害」「自律の侵害」についての虐待認識は低かった。

なぜ介護職員は、高齢者の「尊厳の侵害」については虐待と認識しているにも関わらず、「高齢者の役割と自律が担保されていない生活」、たとえば他人に信頼され頼りにされていない、読書などの自己開発や趣味活動への工夫ができていない、希望するときに外食をすることができないという高齢者の生活については、虐待としての認識が鈍いのか。その裏には、今まで高齢者の「尊厳」と「交流」を支える方法やその重要性については、教育を始め様々な支援策が工夫されてきている一方、高齢者の「役割」と「自律」の重要性については、それほど注目と関心が寄せられていなかったことに回答が影響を受けている可能性がある。

以上のことから高齢者の生活の質を引き上げるためには、介護職員が見逃しがちな高齢者の「自律や役割のある生活支援の重要性」について、介護職員の共通理解を強化する必要性が示唆された。

## V. 結論

本研究の意義として、「準虐待」の概念は、虐待かどうか分からないといった二分法的思考（白か黒かの思考）を脱し、高齢者虐待をより明確にするためのステップとしての活用が期待されること、さらに虐待と判断することによる抵抗感を減らし、虐待に対する認識を深めるうえで有効なのではないかと考えられる。

しかし、本研究にはいくつかの限界と課題がある。①

特定の質問に対して回答を拒否したケースを除いたうえで分析を行なったため、得られたデータに偏りが生じている可能性。②虐待定義の妥当性を高めるために、介護に関わっている多職種の意見に配慮した虐待定義の再検討。③「準虐待」定義の構築とともに定義の活用にあたって、さらなる検討の必要性。

## VI. 今後の研究の見通し

筆者は、これまで高齢者虐待防止法が「高齢者の尊厳保持」という本来の法律的機能を果たすためには、法律に違反するレベルの虐待行為から、法律には違反しないものの改善が求められるレベルの人権侵害行為を含んだ「実践上の高齢者虐待定義の再構築」の必要性を、高齢者や介護職員の意識を基に実証的に検討した。しかし、「実践上の高齢者虐待定義」の構造と理論体系をより客観化し、虐待定義の活用可能性を高めるために、今後の研究課題として以下の2つの解決すべき点が挙げられる。1) 虐待定義の再構築にあたって、介護に従事する多職種（看護職員等）の視点、高齢者や家族の視点を幅広く反映すること、2) 虐待予防を高めるために、虐待定義の具体的な活用方法を構造化すること、例えば「実践上の高齢者虐待」として位置づけられる生活侵害に効果的に対応できる「高齢者生活援助モデル」を開発することが必要と考えられる。

表1 「準虐待」の構造因子パターン (N=1,143)

1. 尊厳の侵害 (Cronbach $\alpha$ =0.938) 11項目	因子負荷量				
問8 入浴介助や更衣などを行わない配慮がない	0.882	-0.183	-0.006	0.008	
問13 一人の人間としての利用者の個性が尊重されていない	0.911	-0.081	0.008	-0.068	
問20 プライバシーが確保されたトイレがない	0.852	-0.034	-0.113	0.087	
問10 利用者の行動を制限する時に利用者に納得のいく説明をしない	0.829	-0.017	0.032	-0.039	
問15 利用者が寝た時に、心身を休ませる場所がない	0.781	0.07	-0.074	0.017	
問11 利用者が望む生き方や利用者の意思を伝えることができない	0.877	0.004	0.201	-0.075	
問16 利用者の部屋を勝手に他人がのぞく	0.852	0.008	0.018	-0.088	
問17 利用者が一人きりになれる時間と場所がない	0.582	0.182	0.008	0.032	
問30 利用者は病気や障害に対応した治療やリハビリを受けることができない	0.558	0.179	-0.108	0.117	
問9 利用者のペースで生活時間を組み立てることができない	0.488	0.125	0.383	-0.171	
問26 利用者が新聞・雑誌・ラジオ・テレビ等を自由に視聴することができない	0.458	0.112	-0.087	0.338	
II. 役割の侵害 (Cronbach $\alpha$ =0.821) 6項目					
問20 利用者が施設の外でできる仕事や役割がない	-0.293	0.898	0.121	-0.037	
問29 利用者が他人から信頼され頼りにされていない	-0.036	0.814	-0.035	0.025	
問33 利用者が施設の中でできる仕事や役割がない	0.011	0.788	0.027	0.001	
問34 利用者が明日（未来）を楽しみにすることができる工夫ができていない	0.122	0.734	0.021	-0.09	
問37 利用者が現在の生活に張りきもって生き活きと暮らすことができる工夫ができていない	0.272	0.653	-0.081	-0.088	
問28 体力が落ちても利用者のできることを利用者にしてもらうことができない	0.118	0.575	-0.081	0.115	
問32 利用者が読書、勉強などの自己啓発をすることができない	0.074	0.557	-0.001	0.185	
問14 利用者は生活の中で達成感や成功感を感じることができない	0.203	0.488	0.173	-0.077	
問3 利用者が自分の好きな遊び、趣味活動をするすることができない	0.302	0.488	-0.034	0.108	
III. 自律の侵害 (Cronbach $\alpha$ =0.888) 6項目					
問2 利用者が希望するときに外食をすることができない	-0.119	-0.007	0.852	0.012	
問1 必要な品物を利用者が自由に買いに行くことができない	-0.03	-0.032	0.791	0.033	
問9 旅行等、利用者が非日常を楽しむことができない	-0.124	0.121	0.711	0.05	
問4 利用者が好きな時にシャワーや入浴をすることができない	0.01	0.094	0.71	-0.08	
問7 散歩等、利用者が日常的な外出を楽しむことができない	0.281	-0.056	0.598	0.13	
問5 利用者は洋服・化粧等、おしゃれをすることができない	0.321	-0.054	0.503	0.108	
IV. 交流の侵害 (Cronbach $\alpha$ =0.904) 3項目					
問23 利用者が友人と過ごす時間をもつことができない	-0.001	0.011	0.042	0.924	
問22 利用者が家族と過ごす時間をもつことができない	0.115	-0.034	-0.003	0.883	
問25 利用者が電話や手紙などを利用して自由に家族、友人と連絡を取ることができない	0.318	0.088	0.076	0.4	
因子間相関	1				
	2	0.724	1		
	3	0.805	0.852	1	
	4	0.718	0.62	0.487	1

# 受賞者プロフィール



いむ じょんみ  
任 貞美

韓国昌原生まれ。韓国国立慶尚大学社会福祉学科卒業後、清州市老人総合福祉館にてソーシャルワーカーを務める。日本社会事業大学 社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士前期課程修了。修士(社会福祉学)。現在、同志社大学大学院社会学研究科社会福祉専攻博士後期課程在学中。日本学術振興会特別研究員 (DC2)。

## 研究領域

高齢者及び児童の生活支援

## 主要業績

「介護職員の虐待認識に基づいた高齢者虐待定義の再構築への試み—「準虐待」の構造と特徴に着目して—」(受賞論文)

## 文献

安梅勅江・篠原亮次・杉澤悠圭・ほか(2007)「高齢者の社会関連性と生命予後——社会関連性指標と7年間の死亡率の関係」『日本公衆衛生雑誌』53(9), 681-687。

Decalmer, Peter and Glendenning, Frank (1993) *The Mistreatment of Elderly People*, Sage Publications. ( = 1998、田端光美・杉岡直人監訳『高齢者虐待——発見・予防のために』ミネルヴァ書房。)

萩原清子(2009)「あいまい概念としての『高齢者虐待』とその対応——虐待の定義と虐待の判断基準の再構築に向けて」『関東学院大学文学部紀要』117, 131-156。

認知症介護研究・研修仙台センター、認知症介護研究・研修東京センター、認知症介護研究・研修大府センター(2008)『施設・事業所における高齢者虐待防止の支援に関する調査研究事業調査報告書』平成19年度老人保健事業報告書。

大塩まゆみ(1997)「高齢者虐待・放任の概念についての小論——その予防に向けて」『社会福祉研究』70, 178-183。

武田卓也(2010)「『不適切な処遇』の概念枠組みに関する基礎的研究」『桃山学院大学社会学論集』43(2), 49-74。

## 学界報告

南山大学社会倫理研究所・上智大学生命倫理研究所共催公開シンポジウム

# 「パンデミックを考える—その危険性と不確実性をめぐる政治・社会・倫理」

鈴木 真

南山大学社会倫理研究所非常勤研究員  
関西福祉科学大学社会福祉学部准教授

本会は、2011年から毎年開催されている南山大学社会倫理研究所・上智大学生命倫理研究所共催 公開シンポジウムの第四回である。一年ごと上智大学と南山大学で交互に開催されており、今回は南山大学が会場となった。「パンデミックに直面したとき、私たちはどのように対処すべきか」という問いを中心にして開催された。本シンポジウムは2014年度春には構想が出ていたのだが、開催される時期にはエボラ出血熱がアフリカで発生して猛威をふるっており、また夏には約70年ぶりにデング熱の国内感染が確認されていたので、タイムリーな話題を扱うことになった。

プログラムは次のようになっていた。

開会の挨拶 鈴木 敦夫（南山大学 副学長）、丸山雅夫（南山大学社会倫理研究所 所長）

趣旨説明 大庭弘継（南山大学社会倫理研究所 第一種研究員、本シンポジウム司会）

特別インタビュー（録画上映）速水 融氏（慶應義塾大学 名誉教授）「日本におけるスペイン・インフルエンザの流行（1918-1920年）」

基調講演：吉倉 廣氏（国立感染症研究所 名誉所員）「インフルエンザ流行のダイナミクス」

第1報告：手塚 洋輔氏（京都女子大学現代社会学部 准教授）「過去の流行に政府はどう対応したか：戦後ワクチン行政の一断面」



第2報告：小松 志朗 氏（早稲田大学政治経済学術院助教）「国境を超える脅威：国際社会はパンデミックに勝てるのか」

林 芳紀 氏（立命館大学文学部 准教授）と大庭 弘継からのコメントと、講演者・報告者からのリプライ

全体討論

閉会の挨拶 青木 清 氏（上智大学生命倫理研究所 所長）

このシンポジウムの内容をまとめると以下のようになる。開会の挨拶ののち、まず大庭弘継がシンポジウムの趣旨を説明した。パンデミックとは感染症の世界的流行のことで、発生すれば多くの感染者と死者がでて、経済活動に大打撃を加えることが危惧される。医療の現場だけでなく、国内外の公衆衛生、政治、社会にもかかわる倫理問題が生じる恐れがあることを確認し、それがどんなものかを可視化することをシンポジウムの目的と規定した。

次に、社会倫理研究所の初めての試みとして、速水融氏へのインタビューを撮影したものを編集して上映した。速水氏は著名な歴史人口学者で、『日本を襲ったスペイン・インフルエンザ—人類とウイルスの第一次世界戦争』（藤原書店、2006年）の著者である。インタビューは大庭弘継（と奥田太郎、鈴木真）が速水氏の研究室を訪問しておこなったものである。速水氏は、1918年から1920年のスペイン・インフルエンザの日本における流行では、20代、30代、40代という働き盛りの世代の罹患者が多かったこと、（現在でもその傾向は残っているが）インフルエンザを風邪と区別せずに軽く見ていたことが対策を不適切なものとしたこと、インフルエンザが流行したときに対応できるようにネットワークを作り、普通の人々には外出を控えさせるような方策をとる必要があることなどを指摘された。

微生物学が専門の吉倉廣氏は、パワーポイントを使いながら、インフルエンザの疫学的考察を提示された。致死率（＝死者数／患者数）の時系列データを見ていくと、流行の進展とともに致死率が全体として下がってくる。弱毒株の方が、罹患者が活動できるため、他に感染を広めやすく、拡散が強毒株より速いのでこうした現象が起こるのだ、という仮説を吉倉氏は提示された。また、H1N1型の流行（2009年）や日本のスペインインフルエンザやアジアインフルエンザ（1956-1959年）の際には、致死率がある時点で急上昇した国がある。これは、流行が広がると、動き回っている若い健康な人たちだけでな

く、健康弱者のもとにもウイルスが届き、その集団での致死率が普通より高いために起こったのではないかと、吉倉氏は推測された。吉倉氏の結論としては、インフルエンザウイルスは、流行中で変異し、感染をひろげやすい株が優位になる。また、いったん拡がると人間の社会で弱いところに行く。こうしたウイルスの小進化や流行の動態に着目した制御手段を考えていく必要がある、ということであった。

次の報告は、手塚洋輔氏による、戦後の日本の予防接種行政において、感染症に対してどのような対応がなされてきたかということについてのお話であった。手塚氏は行政学・公共政策論を専門とされており、『戦後行政の構造とディレンマ—予防接種行政の変遷』（藤原書店、2010年）という著書を刊行されている。感染症への行政の対応としては、感染症法が扱うような、感染した人をどう扱うかということに関わる部分と、予防接種法が扱うような、ワクチンの接種をどうするかということに関わる部分がある。手塚氏は後者の部分について特にお話をされた。予防接種については、二つの問題があり、一つは限られた（しばしば足りない）ワクチンをどのように分配するかという問題であり、もう一つは感染症のリスクを減らすというワクチンの肯定的側面と副作用のリスクがあるという否定的な側面のどちらを重視するか、という問題である。それぞれ、アジアインフルエンザの流行とポリオの流行（1960年～1961年）を例にとって考察を提示された。アジアインフルエンザのワクチンは出来上がるのが遅く、結局は余ったのだが、当初は配分が問題になり、現代のものとは異質の基準で非効率的な配分がなされた。ポリオのワクチンは未承認薬であり、日本人に使った場合の副作用のリスクが未知であったため、使うのには担当大臣の超法規的決断が必要であった。

国際政治が専門の小松志朗氏は、深刻な影響が世界的に広がる感染症に対して、国連安保理やWHOなどの国際機関、国家、NGOなどがどのような対策を採っており、そこにどんな課題があるのかということについてお話された。小松氏によると、現在、国際社会は二つの課題に直面している。一つは、感染者が出た国からの渡航や入出国を制限するべきか、という問題である。各国家は自国民の安全や不安の緩和のために国境を閉じる方向に向かいがちになる。しかしWHOでも安保理決議でも国境は開けておくよう勧められている。というのも、グローバル化が進んでいるため感染症が国内に入らないようにするのは難しく、しかも国境を閉ざすこと

で感染国に必要な物資や人員を届けにくくなるからである。もう一つの課題は、必要な資源が先進国に偏っているということにどう対処するか、ということである。一次的な感染国となることの多いのは途上国なので、その必要なところに資源をどのようにして持って行って活用するか、ということが問題になる。物的資源や人的資源の場合は資源の再配分を伴うので、資源を手元にもっておきたい先進国側と途上国側に対立がおこる。知的資源の場合には、先進国側にある専門的知識とそれに基づく医療実践が現地の文化や伝統と摩擦を起こして感染防止に繋がらないことがある。国際社会における感染症への対処は、科学だけでなくこの二つの課題を巡る政治的な動きにも左右される。

こうした講演の後、倫理学が専門の**林芳紀氏**と国際政治が専門の**大庭弘継**からコメントを受けて、吉倉氏、手塚氏、小松氏がリプライされた。その後全体討論があって、一般参加者とコメントを交えて質疑と議論をおこなった。様々な論点が出たので、ここでそれをまとめることはできない。いくつか私が特に重要だと考える点だけに触れておくことにする。

吉倉氏によると、どのような病原体でもインフルエンザのように弱毒化するわけではない。インフルエンザは遺伝子に変異が特に高頻度で起こるからそうなる。

鳥インフルエンザに関しては、まず人間の社会にいけないことが大事である。入ってしまったら、弱毒のウィ

ルスだけが広まるようにしておいて、子供や老人などが集まっていて強毒性のインフルエンザが優位に立ちうる場所に集中的に対策を採るのがよいだろう。

手塚氏によると、病気で被害が出るのはすぐわかるが、それに対するワクチンの副作用は数年後にしかわからないことが多いこともあって、副作用の問題はワクチンを接種するか否かが切迫した問題になっているときにはあまり注目されない。

ワクチン配分の不公正感を和らげるには、ワクチンの配分を決める決定、ひいてはその主体が人々に信頼されるようであればならない。また、ワクチンの横流しなどによって決められた配分順位が守られないことがないようにしなければならないが、できるだけ幅広くワクチンを供給しようとすれば多くの人の手を経ざるを得ないので、これはなかなか難しい。

小松氏によると、ワクチンを含む資源の配分に関しては、それに関する政治的決定に至るプロセスが外に見えることも、公平感を確保するために重要である。

人的資源、特に医療従事者に関しては、「国境なき医師団」のような志の高い専門家は世界にいる。国家のレベルで人的資源を調達しようとすると、政治的な動機が絡んでうまくいかないのが、国家とは関係ないところで人的資源を募集してそれを派遣する国際的ネットワークが今必要である。

一般参加者から出てきた興味深い論点としては、国境



を開けておくべきなのに（あるいはワクチンの接種順位を決定して施行すべきなのに）、世論のせいだ政府がそれをしづらいたら、日銀のような政府から独立して世論の圧力を直接受けない機関に決定させたらどうか、という提案があった。ただし手塚先生は、それは民主的統制の関係で、民主的に選ばれた政府が責任をとるべきである気もするとコメントされた。

別に、WHOの予算が少なく、しかも大部分の資金は用途の指定された資金であるため、感染症に効果的な対策を採れていないという指摘が出た。またこれに関連して、WHOを含む国際社会が、特定の感染症など、個別の短期的な問題に取り組むだけで、途上国の政治や保健衛生のシステムが弱いなどといった長期的で全般的な支援を必要とする問題は扱わない傾向があるという指摘もあった。

最後に、日本における公衆衛生学・疫学の復興の重要性を訴えた青木清氏の閉会の挨拶をもって、この講演会の幕は下りた。パンデミックというのが一般の人々にはあまりなじみのない話題だったせいか、出席者の数自体は多くなかったが、講演と討論の内容は知的にも実践的にも刺激的で勉強になるものだったと思う。

この講演録は2015年3月に大庭弘継編で社会倫理研究所から刊行されており、近々ウェブ上でも公開される予定である。この講演録は、講演の内容を文字おこしたものと当日の資料だけでなく、朝日新聞 GLOBE の

特集記事「世界保健機関（WHO）とは何者か」も巻末に掲載されている（紙版のみ）。講演会で話された内容とそれに関連する話題についてより詳しく知りたい方は、この講演集を見られたい。■



## 学界報告

南山大学社会倫理研究所・南山学会合同主催公開シンポジウム

# 「工業化と企業家精神—ヨハネス・ヒルシュマイヤーの時代—」

岡部桂史

立教大学経済学部准教授

### 1. 概要

南山大学社会倫理研究所と南山学会の合同主催で2014年6月21日(土)に名古屋キャンパスR棟フラッテンホールにて、公開シンポジウム「工業化と企業家精神—ヨハネス・ヒルシュマイヤーの時代—」が開催された。開催にあたっては、共催に経営史学会関東部会、同関西部会、同中部ワークショップ、企業家研究フォーラム、協力に南山大学史料室、協賛に南山大学経済学会、同経営学会と、多数の団体・関係者の協力を得た。

本シンポジウムは、ヒルシュマイヤーの経済・経営に関する遺稿をまとめた著作集『工業化と企業家精神』（日本経済評論社、2015年3月）の刊行を記念して、社会倫理研究所を中心に企画が進められた。なお著作集自体は、ヒルシュマイヤーが設立に尽力した南山大学社会倫理研究所（設立時は南山経済倫理研究所）の設立30周年を期して立ち上がった著作集編纂プロジェクトの成果の一つである。特に今回は、著作集が経済・経営編ということもあり、経済学者・経営史家としてのヒルシュ

マイヤーに焦点を当てた企画となった。

シンポジウムは、丸山雅夫（南山大学社会倫理研究所所長）の開会の辞、ミカエル・カルマノ（南山大学長／南山学会会長）の挨拶で始まり、第Ⅰ部では、由井常彦（公益財団法人三井文庫文庫長／明治大学名誉教授）による「日本の経営発展の将来展望—日本のシステムの連続（コンティニュイティ）と変化（チェンジ）について」、宮本又郎（企業家研究フォーラム会長／大阪大学名誉教授）「ヨハネス・ヒルシュマイヤー博士と企業者史学の発展」の2講演が行われた。第Ⅱ部では、4人のパネリスト、杉山伸也（社会経済史学会代表理事／慶應義塾大学名誉教授）、橘川武郎（経営史学会会長／一橋大学教授）、<sup>はら</sup>澤歩（大阪大学教授）、石井里枝（愛知大学准教授）によるパネル・ディスカッションを実施し、その後、講演者2人も加わって全体討論が行われた。最後に川崎勝（ヒルシュマイヤー著作集編纂委員会委員長／元南山大学教授）の閉会の辞で締めくくられた。シンポジウムは、南山大学の関係者のほか、ヒルシュマイヤー・ゼミの卒業





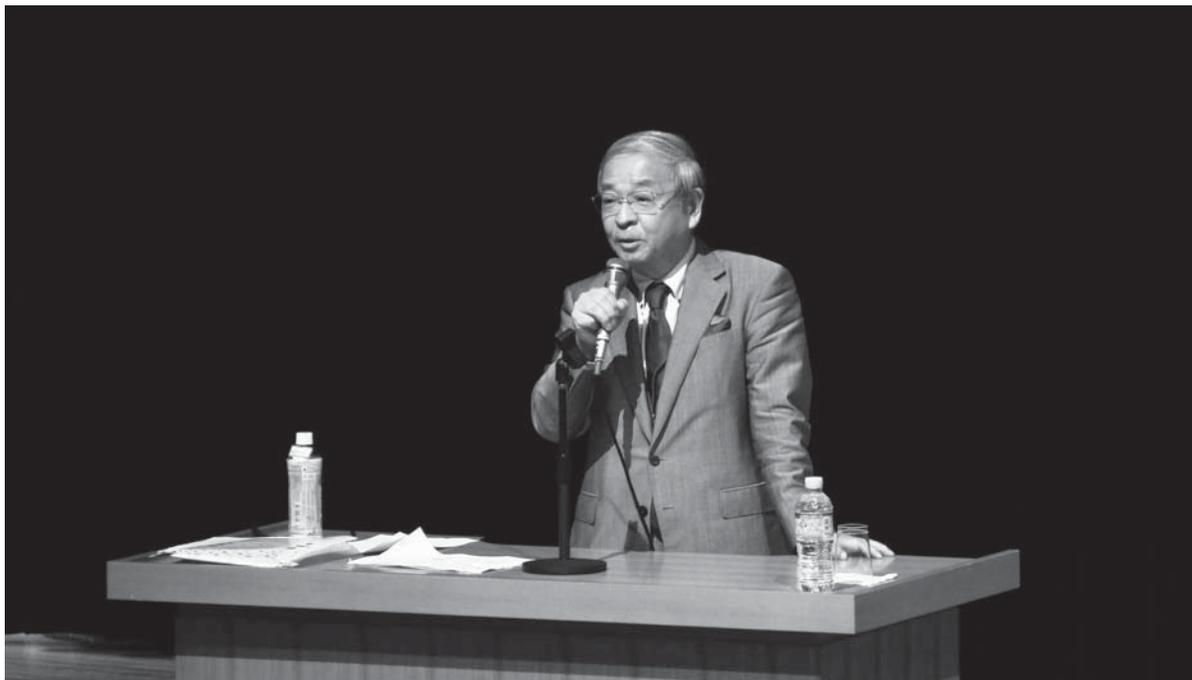
生や学会関係者など、学外からの参加者も多く、盛況のうち幕を閉じた。

## 2. 講演

最初に登壇した由井常彦氏は、研究者としてのヒルシュマイヤーと最も親しかった人物であり、本講演では、共著『日本の経営発展』（東洋経済新報社、1977年）刊行に至るヒルシュマイヤーと由井氏との間で交わされた思索の過程が初めて語られた。由井氏が講演でまず触れたのは、ヒルシュマイヤーが自身を経営史家とは捉えずに、経済学者と見なしていた点である。1950年代に世界的に関心を集めていた経済発展論に大きな影響を受けたヒルシュマイヤーは、「低開発国をいかにして経済成長せしめるか」という命題に対して、人的資源、すなわち企業者活動に注目して研究を進めた。ヒルシュマイヤーの研究を理解するには、この姿勢を大前提に研究を読み解く必要があると由井氏は説く。二人が共著をまとめるにあたって、当時、参考になるような体系化されたアプローチは存在しなかった。その中で二人は、経済学をベースとしつつ、そこに実証的な日本経済史の成果や比較史の視点を取り入れながら議論を重ねていき、「出身」、「経験」、「モチベーション」、「社会的受容」という4つのオリジナルな視角を生み出していった。ただし、ここで由井氏が強調するのは、ヒルシュマイヤーが文化的要因のみに力点を置いていなかった点である。やはり、彼自身は、シュンペーターやガーシェンクロンの影響を受けた

経済学者という立場から離れることは無く、経済学的要因を常に意識していた。そして最後に、「日本的経営」をヒルシュマイヤーがどのように捉えていたかが語られる。1983年に急逝してしまったためか、ヒルシュマイヤーは日本的経営に関して楽観論のみを語っていたとの印象があったが、由井氏との間では、その限界や弱点についても議論していたことが明らかにされた。

続いて登壇した宮本又郎氏は企業者史研究の第一人者であり、講演ではヒルシュマイヤーの企業者史研究の学術的な意義が語られた。まず企業者論の系譜からヒルシュマイヤーをどのように位置づけられるかが簡潔に説明された。ここでもヒルシュマイヤーの根底にある経済発展論の視座が重要であることが再度強調される。当時の日本の企業者史研究は、個別企業経営との関連における企業者活動に関心があり、企業者個人の意思決定やエトス、企業者能力に注目が集まっていた。しかし、ヒルシュマイヤーは、企業者を生み出す社会・文化・宗教的基盤を重視し、個々の企業経営における企業者能力やエトスよりも、マクロの経済発展との関連から企業者活動を捉えていた。この点こそが、彼の研究の大きな特徴であったと宮本氏は論じる。次に日本経営史研究に大きく貢献したヒルシュマイヤーの明治期における企業者精神について解説が加えられた。ここでの重要な指摘は、最初の単著『日本における企業者精神の生成』（1965年）と12年後の共著『日本の経営発展』（1977年）との間で生じ



た変化である。明治期以降の企業者精神を考える上で重要な価値観やエトスについて、前者では江戸時代からの「断絶」を強調していたが、後者では、「連続性」や「内発性」が重視されるようになった。由井氏との対話を重ねる中で、ヒルシュマイヤーの研究がより精緻化していった点がうかがえよう。

### 3. パネル・ディスカッション

パネル・ディスカッションでは、まず4人のパネリストから、ヒルシュマイヤーの研究に対するコメントが述べられた。まず経済史の立場で杉山伸也氏が、1960年代という「時代状況」が重要ではなかったかとの問題提起的なコメントを行った。すなわち、西洋をモデルとした経済発展モデルが行き詰まっていた1960年代を背景にヒルシュマイヤーの企業者史学は形成されたのではな

いか。また彼の経済発展論には、現在のグローバル・ヒストリーで強調される「多様性」や「多経路性」の側面が読み取れ、その際に比較の対象が西欧だけでなく、インドを挙げている点も特徴的であると杉山氏は述べる。

続いて経営史の立場から橘川武郎氏が、方法論的な観点からコメントし、ヒルシュマイヤーの研究の特徴として、第一に大局観、第二に抽象化を挙げた。第一の大局観とは、歴史観や大局的な流れを明らかにしようとする研究姿勢であり、第二の抽象化とは、大局的な視点から物事を見て、大きく抽象化していくヒルシュマイヤーの思考の柔軟さである。鋭い現実感覚から現実を変革していく精神こそが、ヒルシュマイヤーの神髄ではなかったかと橘川氏は説く。

西洋経済史の立場からコメントした鳩澤歩氏は、旧き



「ドイツ・ライヒ」に生まれ、「帝国があった時代」を知っていたヒルシュマイヤーの歴史感覚から、彼の思考を読み解こうとする。「工業化」を議論する際には、当時から既に、「国」という単位ではなく、地域や都市の単位で研究が行われていた。しかし、ヒルシュマイヤーは、「Nation」に拘りながら議論を進めている。そして、この Nation への拘りにこそ、異邦人、外国人として日本で生活するヒルシュマイヤーのアイデンティティを読み取ることができないのではないかと鳩澤氏は述べる。そして鳩澤氏は、この彼の研究スタイルを「1960年代の『刻印』を帯びた工業化への関心」と西洋経済史家らしい洗練された表現でまとめる。

若手研究者の立場で石井里枝氏は、ヒルシュマイヤーの歴史観から強い影響を受けたと述べ、特に研究者が物事を考える際に、単純な経済モデルや計量的な要因といった「手軽な青写真」に問題を狭めてはいけないという彼の警句の重要性を指摘した。また『工業化と企業家精神』で度々登場する「今日」はもちろん1960～70代を指しているが、現在の「今日」での議論にも十分耐えられる点こそ、ヒルシュマイヤーの「凄さ」ではないのかと結ぶ。

以上4人のパネリストのコメントを受けて、司会の岡部桂史より、いくつかの論点が提示され、信仰と研究の関係、日本的経営の将来、ヒルシュマイヤーのアイデンティティなど、多岐にわたる議論が重ねられた。

#### 4. 全体討論とまとめ

パネル・ディスカッション終了後に由井、宮本の両氏も登壇し、フロアを含めた全体討論が行われた。まず両氏からコメントに関するレスポンスがあり、由井氏より、ヒルシュマイヤーの信仰、すなわちカトリックについて

補足的な説明があり、宮本氏から、日本的経営や「成長史観」の是非について、今日の日本人はどのように考えるのかという問題が改めて提起された。

その後、参加者から「企業家」と「起業家」の違い、日本以外の新興国の工業化にヒルシュマイヤーの議論は当てはまるのか、国家と企業家の関係をヒルシュマイヤーはどのように捉えていたのか、など多くの質問があり、講演者・パネリストより回答が行われた。

全体討論の中で印象的だったのは、フロアからの質問に答える中で、著作集のタイトルでシンポジウムの主題ともなった『工業化と企業家精神』に関して、宮本氏が「変革期における企業家精神」、橘川氏が「経済発展と企業家精神」でも良かったのではないかとの発言があったことである。これに対して、由井氏より、ヒルシュマイヤーの「工業化」とは、「近代化」とほぼ同義であり、日本の経済史・経営史の文脈での「工業化」とは一線を画していたとの補足があった。

本シンポジウムで浮かび上がってきた大きな問題の一つが、「成長」に対する世代間の感覚的なギャップであった。橘川氏が「私たちの先生たちの世代の歴史家はだいたい、戦争を研究していました。われわれの世代はおおよそ成長を研究していて、私たちより若い世代は、脱成長を研究しています」と討論の中で述べているが、まさにこれこそ、研究者にとっての時代の「刻印」であろう。本シンポジウムは、副題に「ヨハネス・ヒルシュマイヤーの時代」と掲げたが、時代的な「制約」を研究者はいかに乗り越えるべきか、あるいは相対化するのか、講演、パネル・ディスカッション、全体討論から得られた示唆は大きかったように思われる。■



## 活動報告

## 2014年度懇話会報告

## 第一回懇話会

2014年7月5日(土)

南山大学名古屋キャンパス R棟 3階 R31 教室

この懇話会は、自閉症研究の現状を正確に把握し、脳科学や遺伝学の研究と技術がさらに進んだ未来に生じる自閉症に関する困難な選択について用意するための倫理的な議論の場を持つことを企図して開催された。近年自閉症の遺伝的基盤の研究が進んでおり、オキシトシンというホルモンの投与の効果の議論もなされている。だが複数あると考えられる自閉症の原因遺伝子が特定されるには至っておらず、すべての自閉症事例に遺伝的要因が確認されているわけでもない。また現状では、自閉症児の出生だけを減らす技術があるわけでも、根本的な遺伝子治療があるわけでもない。オキシトシンの投与により自閉症者の社会性行動(のみ)に改善がみられるという報告はあるが、まだ研究は発展段階である。(この懇話会の広報をする際に、「全体趣旨」がこうした研究の難しい状況について誤解を与えるような書き方になっていたので、この点は反省点である。)神経化学がご専門の東田先生に、自閉症とその治療の実証研究の現状についてお話していただき、その後、心の哲学と倫理学がご専門の柴田先生に、自閉症の本性と倫理を検討した著作であるD. バーンバウムの『自閉症の倫理学』について論じていただいた。

## 第1報告

東田陽博先生(金沢大学子どものこころの発達研究センター)  
「オキシトシンの向社会性作用の細胞レベルのメカニズムと自閉症治療への応用の現段階」

人間の経済、政治、社会、家庭における活動の生物学的基盤として、オキシトシンは、視床下部や扁桃体をはじめとする「社会性脳」領域で作用し、社会性行動、特に信頼を基礎とするあらゆる人間相互間活動に影響を与える。オキシトシンの遺伝子や受容体、オキシトシンの脳内分泌を制御するCD38やサイクリックADPリボースなどがその機能に関係する。それら分子の一塩基多型が自閉症スペクトラム障害の社会性障害の原因と考えられ



ている。東田先生の御専門の研究によると、オキシトシンの単回投与により目を見るなどの社会性認識行動の改善や促進があり、連続投与により自閉症スペクトラム障害の社会性行動障害のみが有意に改善するという可能性を示す結果が、ある指標では出ている(だが他の指標では有意な結果が出ていない)。講演では、これらの知見とその含意について神経化学の見地からお話された。専門的な内容については、東田陽博・横山茂・棟居俊夫・菊知充・三邊義雄(2014)「自閉症スペクトラム障害とオキシトシン」『分子精神医学』14(2): 74-80を参照されたい。

## 第2報告

柴田正良先生(金沢大学)

「自閉症者の心的世界と徳徳：D. バーンバウム著『自閉症の倫理学』をめぐって」

バーンバウム(D. Barnbaum)は、その著書*The Ethics of Autism*(2008: 柴田正良・大井学監訳『自閉症の倫理学』勁草書房、2013年)の中で、心の理論を欠いているがゆえに通常の対他関係を築けない自閉症の人々の倫理的状況を描いている。自閉症者の「心の理論の欠如」が全面的なものであり、しかも自閉症者は道徳共同体のメンバーであるというバーンバウムの議論が成功しているのであれば、これまでのすべての倫理学説は自閉症者には「適用不可能」ということで欠陥があることになる。しかし柴田先生は、現実の自閉症の程度と病態は様々であり、このバーンバウ

ムの結論をそのまま受け入れることはできないと論じられた。また彼女が引き出す注目すべき結論には、「成人の自閉症者には完治を求めてはならない」が、「親は自閉症の子が生まれないように遺伝学的技術を含めた可能な手段を用いるべきである」というものがある。この二つの主張は緊張関係にある、と柴田先生は指摘された。こうした問題はありつつも、自閉症という特殊なテーマに焦点を当てて一般化可能な倫理的考察を展開するバーンバウムの議論は特異な貢献をしていると評価できる。このようにバーンバウムの議論の内容をその強みと弱みの両面から紹介されたうえで、道徳共同体のメンバーとは誰かという点について、自閉症に留まらない含意を持つ刺激的なコメントを加えられた。

質疑では、自閉症研究は他者理解に関するシュミレーション説と理論説のどちらを支持するのか、といった哲学的・心理学的論点から、オキシトシンの効果を含む自閉症の治療研究に関わる現実的な論点まで、様々な意見が交わされた。私の印象に残ったのは、自閉症にまつわる倫理的・科学的問題というのは、センシティブなものであるというのはむろんのこと、文脈によって受け取られ方が変わってきてしまうということだった。自らも家族に自閉症者がいるバーンバウムの倫理的議論は、「自閉症を打倒せよ」というスローガンが共感を得るような米国では好意的に受け取られたようだが、日本では必ずしもそうではないかもしれない。しかし議論の評価はより客観的な根拠に基づいて判定されるべきものだと思うので、バーンバウムが提起したものを含む自閉症に関わる論点は、日本でも米国でも引き続き様々な視点から真剣に検討されるべき話題ではないかと思う。今回の懇話会がその一助となっていれば幸いである。(文責 | 鈴木真)



## 第二回懇話会

2014年7月19日(土)

南山大学名古屋キャンパス R棟 3階 R32 教室

秋葉悦子先生(富山大学経済学部)

### 「ヒト胚研究をめぐる人格主義生命倫理学の展開」



長年、人格主義生命倫理学を研究してきた秋葉先生は、日本の生命倫理の議論の中に、自己決定偏重、リベラル盲信の傾向を見る。しかし、胚の扱いは、自己決定のみでは解決できない問題であり、また、受精段階は刑法の保護対象外であるため、受精時から出産までが法的空白領域となり、そこを規制対象にすべきかどうかという争点のもとで議論が進むことになる。これに対して、人格主義生命倫理学は、受精時からの人格の尊厳と人権の保護を主張する。

人格主義生命倫理学の論理は、教皇ヨハネ・パウロ2世による1995年の回勅『生命の福音』に見られる。秋葉先生によれば、現代遺伝学が示した科学的真理、すなわち、「人(ヒト)の生命は受精時に始まる」ということ、および、国際法・生命倫理原則で認められている「誰でも例外なく、人格の尊厳と基本的人権を認められるべきである」ということが組合わさることで、「受精時からの人格の尊厳と人権を保護すべし」という結論が導かれる。人格主義生命倫理学の観点では、人の尊さはデザインの尊さに他ならず、それゆえ、人格性の基準は、ヒト種への生物学的帰属だとされる。受精卵の物理的構成は、尊さの源泉としての精神がそこに宿る座であり、そこには、物理法則に従う身体と倫理・法などの精神の法則に従う精神との合一がある。それゆえ、人格主義生命倫理学の立場からすれば、科学は、倫理法則に反している限り、物理と精神それぞれの法則に

適った真理に到達することができない。

そうした科学観から見た場合、ヒト胚を破壊するES細胞研究は科学研究として大きな倫理的問題があり、そのことは、1984年の英国ウォーノック委員会報告書の段階で問題視されていたが、巨額の資金投入などの事情により推進を余儀なくされてきた。2012年にノーベル賞を受賞した山中伸弥教授によるiPS細胞研究の成功は、そうした負の連鎖を止める画期である、と秋葉先生は評価し、本来目指すべき体細胞研究の遅れを理由にES細胞研究という裏口を開けっ放しにしてはいけない、と論を締めくくった。

その後、丸山雅夫によるコメントと質疑応答により、さらに議論が深まった。(文責 | 奥田太郎)

### 第三回懇話会

2015年3月21日(土)

南山大学名古屋キャンパスB棟4階B47教室

松井健志先生(独立行政法人国立循環器病研究センター)

#### 「臨床研究に求められる倫理性とは？」

松井先生は、研究倫理が「生命倫理や医療倫理とは別もの」とされている一般的な理解にまず疑問を投げかけ、適切に研究倫理を捉えるべく、研究倫理の発展史に目を向ける。研究倫理は、人体実験のスキャンダルが発生することで、被験者保護のための規範・ルール作りを行うということを繰り返して発展してきたのであり、診療と研究の区別に基づいて、被験者保護と弱者保護を主軸に発展してきた。医療倫理の4原則と現在呼ばれるものの原型は、研究倫理の3原則(人格尊重、与益、配分正義)であり、研究倫理と生命・医療倫理は本来連続的なものである。他方、日本では、研究倫理は「研究を推進するために」という目



的のみに限定され、生命倫理から切り離す傾向があり、こうした傾向は、研究倫理の理解と遂行のうえで大きな妨げとなっている。それについて考えるべく、研究倫理の2つの側面のうち、個人の内面的な徳の問題に関わる研究「者」の倫理ではなく、研究自体が備えるべき「研究」の倫理について、松井先生は中心的に論ずる。

松井先生は、「研究」の倫理を論ずるうえで、臨床研究に内在する「利益相反」に注目する。ここでの利益相反は、いわゆる金銭的利益相反ではなく、「ある個人(や集団)が他者Aに対して果たすべき責務によって、当該個人(や集団)が他者Bに対して果たすべき責務能力が制限されてしまう状況や状態」、すなわち、責務相反である。医学研究の場合で言えば、個別具体的な「目の前の患者」の必要と最善の利益のために行為する「医療者の役割」と、不特定多数の「将来の患者」の必要と最善の利益のために行為する「医学研究者の役割」との間に生ずる責務相反である。多くの倫理問題は、この責務相反に無自覚であるがゆえに生じている、と松井先生は分析する。

また、研究倫理について誤解しないように、診療と臨床研究が根本的に異なるものであることをしっかりと理解しておかなければならない。診療においては、眼前の患者は医療行為の目的そのものであり、使用する介入法も確立していて、リスクと利益を受けるのも患者本人である。これに対して、臨床研究では、眼前の患者は、将来の患者集団や社会の利益のための手段であり、使用する介入法は未確立で、リスクは被験者本人が負うが、利益は他の人々が享受する。こうした相違ゆえに、臨床研究では、医学的適応性、医療技術の正当性、裁量権、プロトコル逸脱、行為者の法的保護への期待について、診療とはまったく異なる厳格な基準が倫理的に要求される。松井先生によれば、診療と臨床研究の区別が実際の場面で曖昧になりがちだからこそ、これらがまったく異なるものであることの自覚が研究者に強く求められるのである。

同時に、医療倫理規範がマニュアル化され、法令遵守が自己目的化することによる思考停止の危険もある。それに対しては、研究倫理に関する社会的要請(=被験者保護と権利の保障、および、その前提となる社会的有用性の確保と科学性の確保)に応えていくことが必要である。日本の場合、特に、臨床研究における科学性の確保が大きな課題であり、臨床研究の基本を学ぶ機会を制度的に設けることが切実に必要である、と松井先生は主張し、日本における研究倫理のさらなる確立の必要性を訴えて、論がしめくられた。(文責 | 奥田太郎)

## 活動報告

# マイケル・シーゲル氏退職記念講演会 報告

2015年3月23日（月）、社会倫理研究所第一種研究所員（総合政策学部教授）マイケル・シーゲル氏の退職記念講演会「社会倫理を支えるものとしての“補完性の原理”」が行われた。

シーゲル氏は、1947年、オーストラリアのマレー川ほとりにある小さな農村、バルーガで誕生し、豊かな自然の中で、農業や狩猟などにに関わりながら少年時代を過ごし、その後、現代の環境問題に対する意識を鋭くもつことになった。やがて、カトリック司祭になるべく神学校に入学し、米国に滞在中、ベトナム戦争を契機とした反戦運動に接し、平和問題に強い関心を寄せることになった。1972年の司祭叙階の後、1973年にカトリック神父として来日し、イギリス留学やヴァチカンでの任務遂行の時期を除いて、40年以上にわたって日本で神父かつ研究者・教育者として活躍している。

2003年以降、シーゲル氏は、社会倫理研究所のスタッフとして、「公正と平和」研究プロジェクト、「ガバナンズと環境問題」研究プロジェクトを立ち上げ、数々の国際ワークショップ、シンポジウムを実施し、多くの成果刊行物を発表してきた。シーゲル氏の共同研究スタイルは、常に問題探索型であり、共同研究者を探索プロセスに巻き込みながら次第に問題の輪郭を浮き彫りにしてい



く。記念講演会もまた、そうした社会倫理研究所での共同研究を通じて、また、シーゲル氏自身の研究活動を通じて、つかみ取ってきたものを、「補完性の原理」というカトリック社会倫理学の原理を軸に、今後に向けて発展的に論ずる内容となった。

シーゲル氏は、自身が関わり研究してきたオーストラリアのランドケアや非暴力平和隊などの営みに、当事者の自律、外部とのつながりの保持などの共通点を見出し、そこに補完性の原理の基本的な要素があると考えている。補完性の原理の基本は、大きな集団は、小集団や個人の力が及ばないことに関して補う役割を担い、小集団や個人ができることについては当事者に任せる、というものである。この発想は、地方分権主義や民営化などと誤解されることがあるが、この原理の求める「補完」とは、下部集団や個人の自律を損なわない積極的な連携や手助けを意味し、それゆえ、この原理は、管轄下にある個人や集団に対する上部集団の姿勢を規定するものである。

シーゲル氏は、補完性の原理が、カトリック社会教説やキリスト教の根本的な人間理解に由来することを指摘し、現代社会の様々な課題に臨む上で、きわめて重要な原理である、と述べて講演をしめくくった。講演の後、質疑応答が行われ、補完性の原理の強みと弱みが明確になるなど、その理解が深められた。対話を重視するシーゲル氏に相応しい対話に満ちた記念講演会となった。■

報告 ■ 奥田 太郎

南山大学社会倫理研究所第一種研究所員  
南山大学人文学部人類文化学科准教授

## 活動報告

# 「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト活動報告

## 1. 2014年度の活動報告

### 1.1 研究プロジェクトの成果報告シンポジウム

2014年11月22日(土)13時半より、ロゴスセンターにて、「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクトの成果報告シンポジウム「環境と経済を両立させるのは誰か—環境問題の起源と持続可能な発展の担い手」を開催した。本シンポジウムでは、マイケル・シーゲルと籠橋一輝からの報告をベースとしつつ、斎藤修氏(一橋大学名誉教授)と植田和弘氏(京都大学大学院経済学研究科教授)を交えて、環境問題の起源と持続可能な発展を実現するための方策について議論を深めた。

シーゲルからは、「環境問題の原因を究明することは対策を講じる手段になるか」というタイトルで報告があった。これまで環境問題はどちらかと言えば一つ一つの問題に対して個別に焦点が当てられ、個別の対策が実施される傾向があったが、それでは環境問題への対症療法的な対策に終始することとなり、環境問題を根本的に解決することはできない。このような問題意識の下で、シーゲルは産業革命を起点として資本主義経済の規模が拡大していったプロセスに注目し、代表的な古典経済学者の一人であるトマス・ロバート・マルサスの思想に依拠しながら、市場での利潤獲得機会を求めると投資資本が環境問題と連環しているということを仮説的に提示した。

籠橋からは、「経済と環境の両立に向けたランドケア・アプローチの有効性」というタイトルで報告があった。環境保全に関する包括的な取り組みの実践例であるオー

ストラリアのランドケア運動に焦点を当て、それが環境問題の解決や、経済と環境を両立させる上でどのような役割を果たしているかが報告された。とりわけ、ランドケアの制度的特質や持続可能な発展との関係性が検討された。

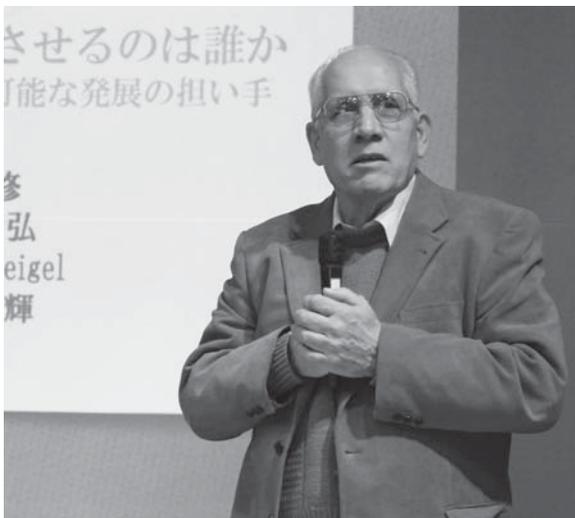
斎藤修氏や植田和弘氏を交えたパネル・ディスカッションでは、環境問題の原因を分析するための枠組みとしてのマルサス理論の妥当性や、ランドケアの持続可能な発展論における位置づけについて質疑が行われた。

成果報告シンポジウムでの報告・議論を通じて、環境問題の起源に関する分析の成果の妥当性が検討されるとともに、持続可能な発展の実現に向けて、コミュニティを基盤とした環境管理アプローチとしてランドケアを認識することの意義が示され、今後の研究プロジェクトの発展の方向性が明確化された。

### 1.2 オーストラリアのランドケア活動の視察・調査

2015年は、オーストラリアでのランドケア調査が春と夏に2回実施された。

1回目の調査は、2014年3月18日から4月4日にかけて、オーストラリアのメルボルンおよびメルボルン近郊の都市(ペンズハースト、レオンガタ、ベンディゴ等)で行われた。ランドケア・グループとネットワークの生成・発展の歴史について、関係者にインタビューを行った。インタビューを行った人数は延べ50名を超えたが、①ランドケア・グループやネットワークの活動の活発さと自律性は、設立時に関わった主体と経緯に影響を受けるこ



と、②ランドケアの本質は、人々の関係をつなぎとめる場を提供する点にあり、問題解決のツールという役割を超えたものとして人々に認識されていること、③オーストラリアのランドケアのアプローチを日本に導入する際には、オーストラリアと日本のコミュニティ文化の違いを明確に認識しなければならないことが明らかになった。

2回目の調査は、2014年8月21日から9月21日にかけて、オーストラリアのキャンベラ、バルーガ、メルボルン、ハミルトン等の都市において行われた。バルーガやハミルトンでは、ランドケア活動が始まった経緯とそれをサポートする仕組みについて、聞き取り調査を行った。また、メルボルンで9月17～19日にかけて開催された、オーストラリア国内のランドケア関係者が一堂に会する National Landcare Conference に参加し、国内各地で行われているランドケア活動の現状について、幅広く情報収集を行った。

### 1.3 Roger Davis 氏の招聘

本研究プロジェクトの一環として、2014年の9月から12月にかけて、オーストラリアのマレー・ダーリン流域管理局の Roger Davis 氏を短期客員研究員として招聘した。Roger Davis 氏はマレー・ダーリン流域管理局の河川管理計画の策定において、流域沿いに住む先住民（アボリジニ）との利害調整や合意形成の現場に携わってきた実務家であるとともに、それを熟識民主主義（deliberative democracy）の観点から分析する研究者でもある。Roger Davis 氏と研究交流を深める機会が得られたことで、先住民族の権利に配慮した河川管理計画の策定とランドケア・アプローチの共通性を浮かび上がらせることができた。また、「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクトの今後の展開に向けた国際的な共同研究体制を

確立することができた。

### 1.4 2014年3月国際ワークショップの英文報告書の出版

2014年3月4日から7日にかけて開催した国際ワークショップの成果報告書 *Responding to the Environmental Crisis* (Aran Martin, Kazuki Kagohashi, Michael T. Seigel, John Pullen, Christian Dimmer, Kazuyo Nagahama, Winibaldus Stefanus Mere による共著、社会倫理研究所刊) を2015年1月に出版した。本報告書の出版によって、環境問題の起源に関する現実的な課題や論点を網羅的に抽出し、「産業革命以降生じた変化や要因を検討することで、効果的かつ実現可能な、対症療法的ではない環境問題の解決策を提示しよう」という見解を国際的に発信した。現在、英文報告書の日本語版の作成が進められている。

## 2. 「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクトの総括

「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクトは2012年4月から本格的に始動し、2015年3月に一応の区切りを迎えた。プロジェクトの準備は2009年から進められていたことを考えると、準備期間を含めて計6年間のプロジェクトとなった。この場をお借りし、ご協力頂いた関係者の皆様に厚くお礼を申し上げたい。

本研究プロジェクトによって得られた主な知見は、以下のようにまとめられる。

第1に、環境問題を経済・社会・政治システムの重層的な相互作用によって引き起こされる問題として認識し、人間の経済システムと環境システム間の関係性を分析するアプローチを提示したことである。環境問題はともすれば、個別の事象として切り分けられ、それぞれの問題ごとに対策が講じられるが、それは対症療法的な方策に終始することになりかねない。本研究プロジェクトは、自然と人



間の間の関係性を産業革命まで遡って再考し、その決定要因の特定を通じて、環境問題の有効な処方箋を検討しようとした点に大きな特色がある。

第2に、環境問題を効果的に解決するために取り組むべき課題を浮かび上がらせたことである。とりわけ、環境問題の解決を阻害する問題群として、①物質利用量の物理的限界を無視して経済が運営されていること、②経済・社会システムが国民国家の枠組みを超えて複雑化しつつあり、環境問題の制御主体と実効性が欠如していること、③資源・環境の利用に対する適切な権利が設定されていないこと（環境負荷の外部化）、④短期的な利潤と長期の持続可能性を調和させるシステムや方法が欠如していること、⑤環境教育を促進するための情報提供システムが十分に整備されていないこと（環境負荷に関する情報へのアクセシビリティの欠如）、⑥戦争や軍事化による資源の浪費と環境の破壊、⑦貧困と人口増加の相互影響、⑧富の分配の不平等性、等があることを明らかにした。

第3に、環境問題を解決していくに当たって、「補完性の原理」に基づいたアプローチの可能性を示したことである。問題解決に取り組む主体の自律性を尊重しつつ、それぞれの主体が直面する限界を、社会全体で補充し合っていくような制度システムを構築することによって、環境問題の効果的な解決が導かれる可能性がある。これはオーストラリアのランドケアの取り組みの実践から導き出された結論であるが、その普遍的妥当性（社会的文脈の異なる環境問題や、グローバルレベルでの環境問題への適用可能性）について、今後さらに検討を深めていく必要がある。

「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクトは一応の区切りを迎えたものの、それは研究の終わりを意味しない。これまでのプロジェクトでは、我々が取り組むべき課題があぶり出されてきたという側面があるが、今後は、それらの課題に対して具体的な回答を示していくことが求められる。これまでの研究で得られた成果を基にしつつ、環境問題に取り組む人々に寄り添うことができるような研究へと発展させていきたい。■

## 「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクトの活動記録

### 1. 研究会、シンポジウム、調査等

2009年7月18日（土）

懇話会「地域共同管理空間（ローカル・コモンズ）の維持管理と再生のための社会的合意形成について」（報告者：桑子敏雄氏）を開催した。環境問題を包括的に認識し、

当事者の幅広い参加・討議を得るような意思決定のあり方が持つ重要性を確認した。

2009年9月15日（火）～18日（金）

国内外の研究者14名を招聘し、国際会議「国際環境条約——その役割と可能性、その限界と弱点」を開催した（①海外参加者：Ulrich Brand氏、Workineh Kelbessa氏、Andrew Light氏、Monirul Mirza氏、Jean Palutikof氏、Youba Sokona氏、Janna Thompson氏、②国内参加者：磯崎博司氏、生方史数氏、大木哲氏、小泉都氏、菊沢育代氏、香坂玲氏、マイケル・シーゲル）。国際条約とローカルの環境問題の関係性について議論した。

2010年5月21日（金）

シンポジウム「誰が環境問題について考えるのか—環境政策における地域レベルの視点と取り組みの重要性」（報告者：福永真弓氏、マイケル・シーゲル、小泉都氏、生方史数氏、討論者：高橋卓也氏、石川良文氏、香坂玲氏）を開催し、国内外の事例を基にして国際レベルの環境問題への取り組みと、地域レベルでの環境問題の取り組みの相互影響を議論した。

2011年7月16日（土）～17日（日）

「経済と環境問題」研究への取り組みを開始するための準備研究会（報告者：マイケル・シーゲル、中澤信彦氏、香坂玲氏、高橋卓也氏、中村雄祐氏、福永真弓氏、岩崎正弥氏、斎藤修氏、鬼頭宏氏）を開催した。環境問題の原因を個別の事象としてではなく、それを引き起こしている原因・メカニズムを究明することの必要性が共有された。

2012年7月20日（金）

懇話会「貿易と環境の関係性——実証分析から明らかとなったこと」（報告者：鶴見哲也氏）を開催し、汚染物質の排出と、森林破壊という2つの環境問題を例として、



これまでの実証分析の結果を基にしながら、貿易が環境に与える影響について議論した。

#### 2012年12月8日(土)～9日(日)

国内の研究者16名を招聘し、「産業革命と環境問題に関するワークショップ」を開催した(①報告者:松本哲人氏、中澤信彦氏、斎藤修氏、上宮智之氏、河宮信郎氏、若森みどり氏、②討論者:吉永明弘氏、間宮陽介氏、三俣学氏、谷口照三氏、桑子敏雄氏、高橋卓也氏、③招待者:大瀧正子氏、鬼頭宏氏、香坂玲氏、西本和見氏)。多岐にわたる分野の専門家を招聘し、異なる視座からの討議を重ね、産業革命後の経済・社会・技術的な変化と、現代の環境問題とのつながりを多面的に検討した。

#### 2013年2月14日(木)～3月5日(火)

フィリピンのミンダナオ島のカガヤン・デオロ市、東ミサミス州、ブキドノン州、ボホール島のピラー州、およびルソン島の北部のアパヤオ州を訪問し、ランドケア活動の実践状況に関する視察と聞き取り調査を行った。

#### 2013年5月11日(土)

懇話会「ランドケアの取り組みと展望—フィリピンの山岳地域の農業を事例として」(報告者:マイケル・シーゲル、籠橋一輝)を開催し、フィリピンのランドケアの現状と課題について議論した。

#### 2013年8月20日(火)～9月19日(木)

オーストラリアのニューサウスウェールズ州とヴィクトリア州を訪問し、ランドケア活動の現状を視察、聞き取り調査を行った。

#### 2014年3月4日(火)～7日(金)

国内外の研究者11名を招聘し、国際ワークショップ“Exploring the Origins of the Environmental Crisis”(①海外報告者:Verena Winiwarter氏、Helga Weisz氏、John Pullen氏、Frank Uekötter氏、Aran Martin氏、②国内報告者:中澤信彦氏、鬼頭宏氏、Christian Dimmer氏、小林正典氏、脇村孝平氏、香坂玲氏、籠橋一輝、③招待者:藤田祐氏、長濱和代氏、大久保実香氏)を開催した。環境問題の根源的な原因(root cause)を求めるよりも、現実に克服可能な直近の原因(proximate causes)に焦点を当て、それらの相互影響を把握することの重要性が確認され、取り組むべき論点を網羅的に把握した。

#### 2014年3月18日(火)～4月4日(金)

オーストラリアのメルボルンおよびメルボルン近郊の都市を訪問し、ランドケア活動に関する聞き取り調査を行った。

#### 2014年8月21日(木)～9月21日(日)

オーストラリアのキャンベラ、バルーガ、メルボルン、ハミルトン等の都市を訪問し、ランドケア活動に関する聞き取り調査を行った。

#### 2014年9月19日(金)～12月16日(火)

オーストラリアのマレー・ダーリン流域管理局のRoger Davis氏を短期客員研究員として招聘し、研究交流を深めた。

#### 2014年11月22日(土)

「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクトの成果報告シンポジウム「環境と経済を両立させるのは誰か—環境問題の起源と持続可能な発展の担い手」(登壇者:斎藤修氏、植田和弘氏、マイケル・シーゲル、籠橋一輝)を開催した。環境問題の起源と持続可能な発展を実現するための方策としてのランドケアの有効性について議論を深めた。

## 2. 成果物

Michael T. Seigel, Yusuke Honda, Mai Fujii (2010), *The Promises and Pitfalls of International Environmental Treaties*, Nanzan University Institute for Social Ethics, Nagoya, Japan.

マイケル・シーゲル・中山典子・松本哲人・吉永明弘(2012)、『経済・農業・思想・環境—環境問題の起源を探る—』(南山大学社会倫理研究所「ガバナンスと環境問題」研究叢書、「経済と環境問題」テーマ準備研究会報告書)、南山大学社会倫理研究所。

籠橋一輝・小沢佳史・前川智美・マイケル・シーゲル(2013)、『産業革命と環境・資源—現代の環境問題の史的起源を探る—』(南山大学社会倫理研究所「ガバナンスと環境問題」研究叢書、「産業革命と環境問題に関するワークショップ」報告書)、南山大学社会倫理研究所。

Michael T. Seigel (2013), *Origins of the Environmental Crisis: A Pragmatic Revisitation of the Question*, Nanzan University Institute for Social Ethics, Nagoya, Japan.

Aran Martin, Kazuki Kagohashi, Michael T. Seigel, John Pullen, Christian Dimmer, Kazuyo Nagahama, Winibaldus Stefanus Mere (2015), *Responding to the Environmental Crisis*, Nanzan University Institute for Social Ethics, Nagoya, Japan.

## 報告■ 籠橋一輝

南山大学社会倫理研究所非常勤研究員  
京都大学大学院経済学研究科研究員

# 社会倫理研究奨励賞

## 第9回候補論文

### 只今応募受付中!!

#### ■「社会倫理研究奨励賞」とは?

南山大学社会倫理研究所（以下、社倫研）が、若手研究者による社会倫理分野における優れた研究に対して授与する賞です。

社倫研は、細分化した学問が対応し切れない錯綜した現代社会の問題に対して、人文社会科学の叡智を結集して総合的かつ包括的に取り組み、「人間の尊厳」を回復する方途を探求する研究所です。その活動の一環として、21世紀を生きる若い研究者の意欲的な研究活動を奨励し、現代のニーズに応えることを目指して、この賞を設けたのです。

#### ■社会倫理研究とは?

社会倫理という、すぐに応用倫理学を連想するかもしれませんが、社会倫理研究は、いわゆる応用倫理学に限られない広がりをもった領域です。取り扱われる問題系としては、国家や政治現象を対象とするものから、家族や地域社会、教育・医療・経営などの諸制度を対象とするもの、経済活動が営まれる体制、国家を超えて広がりを見せる国際社会を対象とするものなど、実にさまざまなものが含まれています。また、特定の学問方法論に限定されるものでもありません。社会問題に取り組む方法論は、必ずしも狭義の倫理的なものに限らず、経済学的、法学的、政治学的、社会学的、統計学的、教育学的、歴史学的、等々さまざまなアプローチがありうるでしょう。

社会倫理研究を奨励する目的で設立された本賞では、問題系・分野・方法論を制限せず、学術性とアクセシビリティの両軸で優れた研究すべてが対象となります。

そして、若手の萌芽的な研究を支援するために、査読付きの既存の学会誌のみならず、所定の期間内に公刊されたものであれば、査読の有無にかかわらず、論文集、雑誌、紀要、オンライン・ジャーナルなどに掲載された論文も歓迎します。手堅さを背景としながらも、取り組む問題に対する情熱があふれるような意欲作の応募をお待ちしています。（詳しくは社倫研ウェブページをご覧ください。）

#### 応募要領

**応募資格** 原則として論文公刊時に40歳未満

**審査対象となる著作物** 2014年12月1日から2015年11月30日までに日本語で公刊された論文

**締め切り** 2015年12月1日必着（随時受付中）

**応募方法** 応募用書式ファイル（他薦方式か自薦方式のいずれかを選択）を社倫研ウェブページ（<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/ISE/japanese/award/>）からダウンロード・印刷してご記入の上、応募論文を同封して、下記住所までご郵送下さい。

**他薦方式**: 本人以外の人物による推薦文を添付すること

**自薦方式**: 本人による800字以内の要約を添付すること

宛先 〒466-8673

名古屋市昭和区山里町18

南山大学社会倫理研究所 社会倫理研究奨励賞係

**審査方法** 第九回社会倫理研究奨励賞選定委員会（委員長：野家啓一〔東北大学名誉教授〕）の協議によって審査します。

**審査結果の公表** 受賞者本人へ通知の上、受賞者の氏名および受賞論文名を2016年2月上旬に社倫研ウェブページにて公表します。

**授与式等** 2016年3月14日（予定）に授賞式を開催し、受賞者には記念講演を行ってまいります。また、審査結果と記念講演内容は2016年5月発行予定の『時報しゃりんけん』第9号に掲載されます。

**授与される賞と副賞（給付研究奨励金）** 社会倫理研究奨励賞1名（30万円）／審査員賞1名（3万円）

\*審査の過程で当研究所が得た個人情報は、本賞選定の目的以外に使用されることはありません。尚、個人情報取扱の詳細については、「南山大学個人情報保護に関するガイドライン」に準拠します。



## 優れた論文を ご推薦下さい!!

## 活動報告

# シリーズ懇話会「3.11以後何が問われているのか」活動報告

このシリーズ懇話会は、2011年度、12年度にかけて催された「3・11以後何が問われているのか」の続編にあたるものである。

3・11から4年の歳月が経ち、早くも福島原発事故の「風化」という言葉が登場する状況にあって、あのとき問われたことは何であったか、また、大震災や原発事故直後の激しいショックからとりあえず立ち直った今、私たちが考えねばならないことは何か。そのようなことを共に考察するために、今年度は「科学技術の社会的統制」を統一テーマとし、以下の5名の方々にご講演いただいた。

2014年10月18日に開催されたシリーズ通算第6回懇話会は、テーマを**キリスト教と科学技術**とし、34名が参加した。関西学院大学法学部の**栗林輝夫**教授が、「**原発と原子力の神学—テクノロジーの視点から**」と題して講演を行い、日本のキリスト教は原発問題にどのような姿勢を取ればよいのかという問題関心に基きながら、大きく相反する二つの流れに依拠するキリスト教の「技術の神学」を振り返った。先生は、当初消極的だった西洋キリスト教の技術観は、紀元後1000年頃から積極的技術観に変化し、



原子力技術はこの技術観の延長線上にあること、原子力開発の根底には、ユダヤキリスト教の黙示録的な人類救済の願望があると述べた上で、相反する二つの「技術の神学」の流れを、原子力を積極的に評価したレオ・シラード、テイヤール・ド・シャルダンと、原子力を社会神学的観点から「独裁的なテクノロジー」として批判したジャック・エリュールの神学を通して考察した。

最後に先生は、キリスト教が目指すのは「神の国」の技術で、これは悪魔的に使おうとしても使うことのできない「平和な技術」を指すとし、原発というテクノロジーを命の尊重という観点から問い直す必要性を強調した。

コメンテータを務めた南山大学社会倫理研究所の**マイケル・シーゲル**教授は、物質世界へのキリスト教の考え方、およびキリスト教にとって、何を「救い」と見るかの変遷の歴史を説明した後、和解という概念を基盤にして、技術などの発展と切り離す形で、原発を否定する神学の構築の可能性について述べた。

第7回懇話会は12月6日に開催され、31名が参加した。テーマは**科学の予見の不確実性と社会**で、名古屋大学減災連携研究センターの**鷲谷威**教授が「**地球科学はどのような社会的役割を果しうるか**」という題で、高木仁三郎市民科学基金事務局の**菅波完氏**が「『**市民科学**』の**役割と課題**」という題でそれぞれ講演した。

最初に、鷲谷先生は1960年代に始まった地震予知研究の関心は理学的であったため、地震に対する工学的対



策といった視点が抜け落ちていたという問題点があったこと、1978年に作られた「大規模地震対策特別措置法」による地震予知の観測体制ができたことが地震学に歪みをもたらしていることなどを説明した。

先生は、地震学は原子力発電所の立地、安全審査等に深く関わる学問だが、扱う事柄は非常に大きな不確実性を伴うことであるだけに、研究者コミュニティ外とのコミュニケーション、様々な立場の人びととの間で合意形成するための情報公開・共有の重要性に触れ、地震学の成果は社会に影響を及ぼしうるものとの自覚を持つべきこと、合意形成の場で地震学の知見が正しく取り入れられていることをチェックすべきことなど、地球科学と社会の関わり方についての考察を述べて講演を締めくくった。

一方、菅波氏は、「市民」が「調査研究」を行うことを支える活動を行っている立場から、「市民科学」とはどのようなものかをいくつかの具体例を挙げつつ聴衆に示した後、福島原発事故後の政府の対応に対し問題ではないかと自身が考える事柄をいくつか紹介した。

続いて、子供たちの生活上の内部被ばくや土壌の放射能汚染の測定といった、3・11以後に高木基金が支援してきた市民の取り組み内容、および高木基金が考案した測定精度検証の仕組みを説明の後、「市民科学」には集団的な作業の場が不可欠であり、福島以後に日本で誕生した市民放射能測定所ネットワークや共通のデータベース

サイトの構築は、高木仁三郎のいう「専門的批判の組織化」であることを語った。

第8回目の懇話会は12月21日に行われ、32名が参加した。テーマは**市民・行政・リスクー市民と法は科学技術のリスクを（どう）コントロールすべきか**で、福島大学経済経営学類の清水修二特任教授が「**原子力災害ー被害の質と社会倫理**」と題する講演を、また大阪経済大学経済学部の戸部真澄准教授が「**市民・行政・リスクー行政法学の視点から**」と題する講演を行った。

清水先生は、福島在住の立場から、福島の現状を伝えると共に、倫理的な角度から福島原発災害を論じるというスタンスで語った。

そこで取り上げられた問題は、原発事故による「将来ありうる被害」（放射線被ばくによる健康被害）の問題、避難者と非避難者、農業生産者と消費者の間の分断、あるいは権利として被害者であることを主張したい思いと被爆者という烙印が押されることへの懸念という個人内部での分断などを含む「**人心の分断**」問題、直接被害者とならなかった他県在住者が示す「想像力の欠如した善意」の問題、現金による「賠償」が引き起こしている被災者間の分断問題など非常に多岐に渡ったが、それは単に福島の人びとだけの問題ではなく、福島以外の私たちが片方の当事者であることを感じる内容であった。

さらに清水先生は、原発事故の責任について、国民に



は原発を容認してきたという責任があるだけでなく、これからどうするかに関する「選択責任」があること、また、原発を誘致した地方自治体は、原発を誘致した過去を「間違い」として認め歴史的総括をすべきとの見解を示した。

先生は、除染廃棄物処理場問題を含めた様々な問題を「皆さんにも考えてもらいたい」ものとして聴衆に投げかけたが、聴衆の1人として、重い課題を受け取った講演であった。

次の戸部先生は、リスクを「科学的不確実性がある状態」と定義した上で、リスクへの対処における国家と市民の役割分担論を軸に講演を行った。

戸部先生は講演前半で、現代では、科学的不確実性が残っていても国家が規制することは可能という積極国家のイメージが登場しているが、では国家が予防原則に基づいて規制した場合どういった問題が生じるかについて、様々な角度から述べた。

ついで、現在、国家が対処しないリスクへの個々人の対応が市民の自己責任として「私事」化していることに関して、「自己決定なき自己責任」状況が起きているという問題点を指摘した上で、リスクの対応は国家が予防原則を適用して行う必要があるとした。また、リスクには客観的側面と主観的な不安の要素があり、後者の不安の問題は市民社会全体に投げかけられた課題であることも指摘した。

最後に、戸部先生は、国家が対処を怠っている場合の対応問題を、立法的不作為の場合と、行政による適切な

権限行使がない場合とで考察し、リスクをコントロールするために国家と市民が協力関係を持つことに関し、どのようにして市民が参加協働するのか？そもそも「市民」とは誰か？といった問題を聴衆に投げかけた。

今年度のシリーズ懇話会は、地震予知や放射線の人体への影響といった科学的不確実性にどう向き合うのか、その向き合い方を考える際に「市民社会」について考察しなければならないのではないかといった課題への気づきや、原子力技術についての考察を、今後どのような観点から深めるかについて考える際のヒントなどを与えてくれるものであったように思う。このシリーズ懇話会の内容が、3・11以後の社会について考えるにあたって、ささやかな助けになるならば、それは企画者としてこの上ない喜びである。■

## 報告■ 三好千春

南山大学社会倫理研究所第二種研究所員  
南山大学人文学部キリスト教学科教授



## 活動報告

南山大学人文学部人類文化学科鈴木貴之ゼミ

# 学生企画講演会「非配偶者間人工授精における 子どもの出自を知る権利」報告

わたしは、人文学部人類文化学科で、生命倫理などをテーマとしたゼミを開講している。今年度、わたしのゼミでは初めての試みとして、学生企画講演会を開催した。研究者を目指すわけではない学生にも、われわれ大学教員が日頃行っている研究活動の一端を体験してもらおうというのが、その主旨である。学生企画講演会ということで、講演会の準備を進めるにあたっては、通常教員が行っている作業を、できるだけ学生に行ってもらうことにした。とはいえ、講演会に使用する教室の確保など、学内での事務的な手続きには、学生だけではできないものもあるため、わたしが所属する人文学部人類文化学科に講演会の主催をお願いし、社会倫理研究所には後援をお願いすることにした。そして、事務的な諸手続は、社会倫理研究所に手伝っていただくことになった。以下はその報告である。

今年度初めにゼミ内で学生スタッフを募り、3年生4名がスタッフとなった。まず、春学期の授業内容をふまえて、スタッフが講演会のテーマを決定した。非配偶者間人工授精と遺伝子カウンセリングがテーマの候補となり、議論の結果、前者を今回のテーマとすることになった。そして、インターネット上に公開されている過去の講演会記録などを参考に、「非配偶者間人工授精で生まれた子供の自助グループ (DOG)」のメンバーとして活動している加藤英明氏に、講演をお願いすることにした。

テーマと講演者の候補が決まったところで、具体的な準備作業に入った。加藤氏にわたしから一度連絡をしたあとは、運営担当の羽木さなえさんがやりとりを担当し、講演依頼や、日程調整、必要な情報の収集などを行ってもらった。羽木さんは、学生スタッフ間の調整役も担当してくれた。加藤氏は、講演を快諾してくださり、日程も決定した。

その後、加藤氏から講演題目と講演要旨をいただいたところで、広報活動を開始した。学生スタッフの稲垣みちるさんがポスター作成を担当し、社会倫理研究所の助けを借りつつ、学内各所にポスター掲示やチラシの配布などを行った。平行して、わたしと学生スタッフで、講

演会に向けての勉強会も開催した。勉強会では、DOGの刊行書籍(非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ・長沖暁子著『AIDで生まれるということ』萬書房、2014年)や、養子縁組に関する文献を講読し、内容について全員で議論した。講演直前には、社会倫理研究所スタッフと学生スタッフで、当日の進行にかんする打ち合わせも行った。

講演会は、2014年11月28日の夕方に行われた。当日は、社会倫理研究所スタッフの助けを借りつつ、学生スタッフが会場設営や受付業務を行った。また、学生スタッフの天野夏帆さんが講演会の司会を担当した。天野さんによる簡単な趣旨説明の後、加藤氏による講演が行われた。その様子は、わたしのHP (<http://tkykszk.net>)に掲載されている、学生スタッフの井川瑞希さんが作成した講演記録にくわしく記されているので、ここでは概要をごく簡単に紹介しよう。

夫以外の男性の精子を利用する人工授精は、不妊治療の一環として、1949年以降日本で広く行われ、これまでに2万人弱が誕生したと言われている。しかし、この技術が利用者にさまざまな問題をもたらしてきたことは、あまり知られていない。この技術を利用した夫婦は、子供にその事実を告げないことが多く、子供はなんらかのきっかけで、突発的にその事実を知ることになるのである。事実を知った子供のなかには、遺伝的な父親にかんする情報を得ようとする者も多いが、情報が得られることはめったにない。近年では、子供の出自を知る権利を認める動きも広がっているが、日本では、法整備は進んでいない。以上が講演の概要である。

講演後には、活発な質疑応答が行われた。質疑応答のなかでは、現状に法律が追いついていないという指摘があったが、加藤氏個人の見解としては、非配偶者間人工授精を全面禁止することは困難なので、一定の制約のもとで利用するのが最善だろうとのことであった。講演後には、加藤氏を囲んで懇親会が開催され、学生スタッフは、加藤氏とさらに議論する機会を得ることができた。

講演会には50名ほどの出席者があり、運営もおおむね

順調だった。とはいえ、反省点もいくつかある。まず、今回はいくつかの授業で案内をしていただいたこともあり、多数の学生の参加があったが、それ以外の参加者はそれほど多くはなかった。主題の重要性を考えれば、一般の方々の参加が少なかったのは、残念な点である。講演日程の設定や広報活動の進め方には、改善の余地があるだろう。第二に、講演会当日はさまざまな作業があるため、学生スタッフが加藤氏と議論するための十分な時間を確保できなかった。今後は、講演の前後に学生スタッフと議論する時間を設けるなどの工夫をしたい。第三に、講演者、学生スタッフ、社会倫理研究所スタッフ、わたしと、4者間でやりとりをする必要があるため、連絡が

スムーズに行かないことがあった。準備の際のやりとりの方法も、改善の余地があるだろう。

以上のような反省点はあるが、はじめての試みとしては、今回の企画は大成功と言ってよいだろう。講演者の加藤英明氏と社会倫理研究所のスタッフにあらためて感謝を申し上げたい。わたしとしては、社会倫理研究所の助けを借りつつ、今後もこのような企画を恒例化できればと考えている。■

### 報告 ■ 鈴木 貴之

南山大学社会倫理研究所第二種研究所員  
南山大学人文学部人類文化学科准教授



# 経営倫理を語りはじめ

## ための十冊

### ■はじめに

カネ、モノ、チエ、ワザ、そしてヒトを駆使して組織的に事業を営むことを、経営という。経営倫理学は、そうした実践の倫理を対象とする学問だが、そもそもなぜ経営に倫理が関わるのか。倫理に理解のある経営者がいる半面で、ソレとコレとは別モノだと考える実務家も少なくない。また、倫理が大切なのは、会社の名声を高め、安定的な収益を得られるかぎりだと言ってはばからない策士もいる。

経営倫理には2つの語りかたがある。1つは、実務経験や事業の実績に目を向けて経営のイマを語るしかたであり、もう1つは、そこから少し距離をおいた語りである。このコラムでは主に後者、学問としての分析、比較、考察に光を当てて、あなたが経営の倫理を語りだしたくなる10冊をご紹介します。

### ■両端に学ぶ

まず挙げたいのが、『資本主義と自由』（ミルトン・フリードマン著、村井章子訳、日経BP、2008年）だ。天国にいる著者は、おそらく不本意だろう。というのも本書は、経営倫理に真っ向反対する立場で書いてあるからである。企業の社会的な責任とは、株主の利益を最大化させることにある。会社は株主のもので、経営者は株主に雇われる立場にすぎない。慈善を望むのならポケットマネーで寄付すればよく、会社の経費を「社会的」な目的に使うのは、株主に対する背信である。社会問題を解決する責任は企業ではなく、政府にある。フリードマンにとって善い経営とは、法律に反しないかぎりでの収益と株価を高めることにある。

彼の主張は明快だ。どこに問題があるというのか。彼の議論は、個人の倫理を資本主義・自由市場から切り離れた見地から組み立てられている。こうした企業観に、経営倫理の擁護者は何を言うのか。学問としての経営倫理は、こうした経営観を信奉する「論敵」に異議を唱えるべく議論を積み重ねてきた。あなたの立ち位置を一方の極みから確かめるために、本書は経営倫理不朽の名作である。

他方の極みを『利益につながるビジネス倫理—カントと経営学の架け橋』（ノーマン・ボウイ著、中谷常二・勝西良典監訳、晃洋書房、2009年）が示している。経営におけるヒトの存在は事業のための手段（人的資源）であり、金融・財務（カネ）、原材料・設備（モノ）と同列にある。だが「人間の尊厳」をとことんまで突き詰めると、経営にどのような境地が拓かれるのか。

哲学者I. カントが「人格を目的として扱い、決して手段としてのみ扱ってはならない」と書き残したことは、よく知られる（定言命法第2）。従業員、顧客、取引先を自律した人格として扱い、目先の利益に惑うことなく、善い意志を動機とした経営は、資本主義をどのように変貌させるか。本書はカント倫理学に照らした経営の理想を見せてくれる。

案内 ■ 高田一樹 たかだ・かずき

南山大学大学院ビジネス研究科准教授

## ■ 「ほどほど」を探す

これらの両端を踏まえて、どのあたりが落としどころなのか。『利害関係者志向の経営——存続・世評・成功』（エドワード・フリーマンほか著、中村瑞穂代表監訳、白桃書房、2010年）は、「ほどほど」を考えるヒントを与える。株主だけのためではなく、従業員のためだけでもない。経営に利害を抱える複数の立場に企業は倫理的な責任があると、利害関係者（ステイクホルダー）論はいう。

だが、この議論に耳を傾けるほど、経営と倫理の関係が分からなくなる。それはステイクホルダーへの適切な配慮と企業の繁栄との折り合いに、普遍的な原理や基準が示されていないためである。アリストテレスが「しかるべきときにしかるべきしかたで」としか中庸（メソテース）を言い表さなかったように、経営の「徳」（卓越性）は一般化に馴染みづらいバランス感覚によるものなのかもしれない。

『ビジネスと倫理——ステイクホルダー・マネジメントと価値創造』（水村典弘、文真堂、2008年）は、学問的な系譜や影響関係を辿り返し、ステイクホルダー論の思考回路を丁寧に考察する。また『CSR経営—企業の社会的責任とステイクホルダー』（谷本寛治編、中央経済社、2004年）は、従業員や消費者、地域共同体などステイクホルダーごとに経営上の責任を論じ、国内CSR経営論の一大潮流を創り出した。

## ■ 学際性と専門性を究める

欧米圏には、リーディングスと呼ばれる教科書がある。古典や最新の論文を1冊に収め、共通のテーマや論点を大まかに知ることができる。経営倫理学でもリーディングスが編まれ、日本語で読めるものとして『企業倫理学1, 2, 3』（トム・ビーチャム、ノーマン・ボウイ編、晃洋書房、2001年、2003年、2005年）がある。本書は、応用倫理学と法学のアプローチから経営倫理をめぐる賛否両論をテーマ別に収録した論文集である。

国内の経営倫理学は、1990年前後に成立した。この間、洋文献の翻訳と紹介が進み、それを土台として議論が交わされている。上記の文献はその一端であるが、こうした欧米流の論調に対し、日本独自の経営倫理を語る労作もある。『江戸に学ぶ企業倫理』『明治に学ぶ企業倫理』『大正に学ぶ企業倫理』（日本取締役協会編、生産性出版、

2006年、2008年、2010年）の3部作は、豊富な事例とともに日本古来の商慣習や商道徳に経営倫理の源流を辿る経営史論である。また、『戦後日本の企業社会と経営思想——CSR経営を語る一つの文脈』（谷口照三、文真堂、2007年）は、経営の民主化によって労使協調の実現を模索した戦後の産業界に光を当て、ステイクホルダー・エンゲージメント（利害関係者による経営関与）が、早くから国内でも試みられてきた経緯を明らかにしている。

## ■ はじめの問いに立ち返る

経営と倫理をなぜ同じテーブルで語る必要があるのか。冒頭に掲げたこの問いを最後に振り返ることにしたい。『ビジネスの倫理学』（梅津光弘、丸善、2002年）は、経営と倫理の2つの基準でより善い実践が実現されるからだと答える。一般に、ビジネスの基準は収益の多寡によって評価される傾向があり、善いか悪いかという人が生きるうえで重要な基準とはかならずしも相容れない。だが両方の基準を満たす営みが、社会において「善い」経営なのであり、経営倫理学は、2つの評価軸で経営の向上を目指す学問であるという。また、『ビジネスエシックス [企業倫理]』（高巖、日本経済新聞社、2013年）は、企業の役割をめぐる哲学的な洞察、経営環境としてのグローバルイゼーション、戦後日本の経済政策下における企業経営という3つのアプローチから、経営倫理の意義を論じる。その関心は、経営を書き留める視点（事実命題）と、その営みの善悪正邪を論じる視点（規範命題）との接点を探ることに向けられている。

経営倫理学は、一個の独立した分野というよりも、学際色の濃い研究領域である。主として経営学、法学、倫理学の応用研究として行われ、それぞれ独自のアプローチを採ってきた。ただし、共通するのは、資本主義・市場経済体制の新たな動向に対応した課題の発見と軌道修正を図ることにある。いわば「ノイラートの船」のように考えながら直し、直しながら行為に移す。そうした方法論によって、経営倫理のなぜ（Why）とどのように（How）に応える知の冒険だといってよいだろう。その只中で、あなたならどのように経営の倫理を語り起こすだろうか。■

# ドイツの 学術事情

筆者は現在、ドイツのフランクフルトにあるヨハン・ヴォルフガング・ゲーテ大学に留学し、ゲーテ大学のエクセレンス・クラスター（Exzellenzcluster）である「規範的秩序の形成」という研究拠点に所属している。このエクセレンス・クラスターというのは、ドイツ政府の競争的研究資金制度であるエクセレンス・イニシアティブ（Exzellenzinitiative）のなかの一助成分野である。本報告ではドイツにおけるエクセレンス・イニシアティブ制度の現状について紹介したい。2006年に始まったこの制度は、近年のドイツの学術事情を語るさいに欠かせない論点であり、その現状を知っておくことは、2000年代のCOE以来、「卓越した（エクセレント）研究拠点」の形成がしばしば話題になる日本の大学にとっても参考となるだろう。

そもその始まりは、今世紀初め頃からのEUの高等教育制度の改革にある。ボローニャ宣言（1999）やリスボン宣言（2000）によって、EU諸国は欧州共通の高等教育圏を形成することに合意し、同時に、EUを競争力ある知識基盤型の経済圏にするため、各国に大学への投資を促すことになった。すでに90年代の経済不振を背景に、大学の国際競争力の強化を求める声が高まっていたドイツはこれ

案内 ■ 大竹弘二 おおたけ・こうじ

南山大学社会倫理研究所第二種研究所員／外国語学部ドイツ学科准教授

にいち早く対応し、先端研究を重点的に支援するためのエクセレンス・イニシアティブ制度を導入したのである。

この制度は、①博士課程の学生の教育を目的として大学院を助成する「大学院支援」、②研究プロジェクトを助成する上記の「エクセレンス・クラスター」、および、③将来有望な大学への助成である「将来構想支援」の三つの助成分野に分かれている。ある大学が③の「将来構想支援」を獲得するには、①の「大学院支援」と②の「エクセレンス・クラスター」をともに獲得していることが条件で、①・②・③のすべての助成を獲得した大学がいわゆる「エリート大学」とみなされる。採択された場合には5年間の資金助成が受けられる。2006年からの第一回目の支援、2007年からの第二回目の支援の終了後、2012年からの第三回目の支援では、43の「エクセレンス・クラスター」が採用され、11大学が「エリート大学」となった（ゲーテ大学はそのなかには入れなかった）。当の大学はもちろん、それぞれの州も自らの州の大学の採用状況に強い関心を持ち、選考結果はメディアでも大きく報道されることになった。

エクセレンス・イニシアティブは大学間の競争を促すことによる学術水準の向上を目的としているが、これを肯定的に評価する声がある一方、根強い批判も存在する。

まず挙げられる批判は、それが大学の二極化を招いたというものである。ドイツは伝統的に大学間のヒエラルキーがあまりなく、国内のどの大学も同じような研究・教育環境を提供することを理想としていた。しかし、エクセレンス・イニシアティブは大学間の格差を広げようとしている。その申請書類の作成には膨大な労力が必要とされ、例えばエリート大学に選ばれたドレスデン工科大学では、2年間にわたりのべ500人の研究者が申請準備作業にあたったという。このようなことは小規模で予算の少ない大学には到底無理であり、結局のところ、もともと資金のある大規模大学がさらに資金を得るための制度に過ぎないという不満が出ているのである。

また、この制度が教育の質の向上に繋がってないという批判もある。エリート大学の研究者は先端研究に集中できるようになったが、しかしそれによって、研究者になるわけではない一般学生への教育がなおざりにされているという指摘である。それゆえ学生団体や左派政党の

あいだでは、エリート研究者への支援よりも、一般学生のための授業環境の改善や、貧困層・障害者などの教育機会の拡充に、もっと教育予算を使うべきとの声も強い。良い研究が良い教育にも繋がるという考えは、必ずしも説得力をもって受け入れられてないのが実情と言える。

さらに、大学同士をむやみに競争させるよりも、大学間の協力を促進するほうが効果的であるとの意見も大学関係者のあいだには出始めている。

他方、エクセレンス・イニシアティブ自体を認める人々からも、5年間という短い支援期間では、プロジェクトの維持の面でも、研究者の雇用の面でも、安定した研究環境が保証されないとする不満の声がある。しかも現状では、現行の支援が終了する2017年以降のエクセレンス・イニシアティブ制度の存続そのものが不透明である。2014年秋に州と連邦の共同学術会議が制度の継続を求め、今年4月にもヨハンナ・ヴァンカ教育相が同様の継続希望を表明したが、ドイツ政府の態度はなお白紙である。具体的な方針は2016年初めに提出される予定の評価委員会の報告書に基づいて決定されるが、仮に制度が存続する場合でも方針決定が遅れると、また研究者たちが短期間での申請準備のために膨大な労力を費やさねばならないという懸念が各大学から出ている。

エクセレンス・イニシアティブが今後も持続的な制度として定着するかどうかは現時点では判断できない。だが、2017年以降の制度がどうなるのであれば、ドイツの大学もまた、ビル・レディンズが指摘したような、「エクセレンス（卓越性）」を競い合うグローバル時代の大学という方向に舵を切ろうとしていることは確かなようである。■



# 研究所活動記録

(2014年4月-2015年3月)

## 平成26年度(2014年度)活動報告

### 懇話会・研究会・シンポジウム

#### 懇話会

第1回 平成26年7月5日

共通テーマ 自閉症と倫理

報告者 東田陽博(金沢大学子どものこころの発達研究センター特任教授)

論題 「オキシトシンの向社会的性作用の細胞レベルのメカニズムと自閉症治療への応用の現段階」

報告者 柴田正良(金沢大学理事(教育担当副学長))

論題 「自閉症者の心的世界と道徳：D. バーンハウム著『自閉症の倫理学』をめぐって」

第2回 平成26年7月19日

報告者 秋葉悦子(富山大学経済学部経営法学科教授)

論題 「ヒト胚研究をめぐる人格主義生命倫理学の展開」

討論者 丸山雅夫(南山大学社会倫理研究所所長)

第3回 平成27年3月21日

報告者 松井健志(独立行政法人国立循環器病研究センター医学倫理研究室室長)

論題 「臨床研究に求められる倫理性とは？」

#### シリーズ懇話会「3.11以後何が問われているのか」

第6回(通算) 平成26年10月18日

統一テーマ キリスト教と科学技術：原発問題をキリスト教はどう考えるか

報告者 栗林輝夫(関西学院大学法学部教授)

論題 「原発と原子力の神学—テクノロジーの視点から」

討論者 マイケル・シーゲル(南山大学社会倫理研究所第一種研究所員)

第7回(通算) 平成26年12月6日

統一テーマ 科学の予見の不確実性と社会

報告者 鷺谷 威(名古屋大学減災連携研究センター教授)

論題 「地球科学はどのような社会的役割を果たしているか—その可能性と限界」

報告者 菅波 完(高木仁三郎市民科学基金事務局)

論題 「「市民科学」の役割と課題—原発事故が浮き彫りにしたもの」

第8回(通算) 平成26年12月21日

統一テーマ 市民・行政・リスク—市民と法は科学技術のリスクを(どう)コントロールすべきか

報告者 清水修二(福島大学経済経営学類特任教授)

論題 「原子力災害—被害の質と社会倫理」

報告者 戸部真澄(大阪経済大学経済学部准教授)

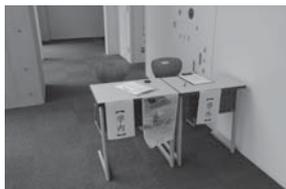
論題 「市民・行政・リスク—行政法学の視点から」

#### 研究会

「超国家権力の出現に備えて」研究会(「国際社会」と倫理」研究プロジェクト)

平成27年1月10日

報告者 赤星聖(神戸大学大学院法学研究科 博士後期課程)、今井宏平(日本学術振興会 特別研究員(PD))、徐涛(九州大学大学院比較社会文化学府 博士後期課程単位修得退学)、高澤洋志(日本学術振興会 特別研究員(DC2))、高住直樹(早稲田大学大学院政治学研究科 博士後期課程)、千知岩正継(北九州市立大学外国語学部 非常勤講師)、中村長史(東京大学大学院総合文化研究科 博士課程)、西山美久(北九州市立大学外国語学部 非常勤講師)、堀内めぐみ(桜美林大学国際学研究所 非常勤職員)、李永シュ(明治大学政治経済学部 研究推進員)、梅川佳子(名古屋大学大学院法学研究科 研究生)、小松志朗(早稲田大学政治経済学術院 助教)、杉浦功一(和洋女子大学人文社会科学系 准教授)、高橋良輔(佐賀大学文化教育学部 准教授)、渡邊智明(九州大学グリーンアジア国際リーダー教育センター 助教)、大庭弘継(南山大学社会倫理研究所第一種研究所員)、鈴木真(南山大学社会倫理研究所第一種研究所員)



### 研究検討会

「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト研究検討会

平成 26 年 11 月 26 日

報告者 Roger Davis (UC-IGPA)

論 題 “Transforming Indigenous Deliberative Democracy”

### 講演会

マイケル・シーゲル氏退職記念講演会

平成 27 年 3 月 23 日

報告者 マイケル・シーゲル (南山大学社会倫理研究所第一種研究員)

論 題 「社会倫理を支えるものとしての“補完性の原理”」

### 共催講演会

南山大学法学部・法学会主催講演会 (社倫研共催)

平成 26 年 7 月 7 日

報告者 田尻由貴子 (熊本県医療法人聖粒会慈恵病院相談役)

論 題 「こうのとりのゆりかご—子どもの幸せのために」

### 学生企画講演会

南山大学人文学部人類文化学科鈴木貴之ゼミ学生企画講演会 (人文学部人類文化学科主催/社倫研後援)

平成 26 年 11 月 28 日

報告者 加藤英明 (非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ)

論 題 「非配偶者間人工授精 (AID/ID) における子どもの出自を知る権利」

### シンポジウム

南山大学社会倫理研究所・南山学会合同主催公開シンポジウム「工業化と企業家精神—ヨハネス・ヒルシュマイヤーの時代—」

平成 26 年 6 月 21 日

講演者 由井常彦 (公益財団法人三井文庫文庫長/明治大学名誉教授)、宮本又郎 (企業家研究フォーラム会長/大阪大学名誉教授)

討論者 杉山伸也 (社会経済史学会代表理事/慶應義塾大学名誉教授)、橋川武郎 (経営史学会会長/一橋大学大学院商学研究科教授)、鳩澤歩 (大阪大学大学院経済学研究科教授)、石井里枝 (愛知大学経営学部准教授)

司 会 岡部桂史 (南山大学経営学部准教授)

総合司会 奥田太郎 (南山大学社会倫理研究所第一種研究員)

協 力 南山大学史料室

共 催 経営史学会関東部会・関西部会・中部ワークショップ、企業家研究フォーラム

協 賛 南山大学経済学会・経営学会

南山大学社会倫理研究所・上智大学生命倫理研究所共催公開シンポジウム「パンデミックを考える—その危険性と不確実性をめぐる政治・社会・倫理」

平成 26 年 10 月 4 日

特別インタビュー (録画) 速水融 (慶應義塾大学名誉教授) 基調講演 吉倉廣 (国立感染症研究所名誉所員)

報告者 手塚洋輔 (京都女子大学現代社会学部准教授)、小松志朗 (早稲田大学政治経済学術院助教)

討論者 林芳紀 (立命館大学文学部准教授)

司会兼討論者 大庭弘継 (南山大学社会倫理研究所第一種研究員)

「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト成果報告シンポジウム「環境と経済を両立させるのは誰か—環境問題の起源と持続可能な発展の担い手」

平成 26 年 11 月 22 日

講演者 斎藤修 (一橋大学名誉教授)、植田和弘 (京都大学大学院経済学研究科教授)、マイケル・シーゲル (南山大学社会倫理研究所第一種研究員)、籠橋一輝 (南山大学社会倫理研究所研究員)

司 会 奥田太郎 (南山大学社会倫理研究所第一種研究員)

## 出版物

- 名称 社会倫理研究所編『社会と倫理』第二十九号  
 発行日 2014年10月31日  
 名称 社会倫理研究所編『時報しゃりんけん』第七号  
 発行日 2014年8月25日  
 名称 Aran Martin, Kazuki Kagohashi, Michael T. Seigel, et al., *Responding to the Environmental Crisis*  
 発行日 2015年1月  
 名称 三好千春・鈴木真編『3.11以後何が問われているのか2：科学技術の社会的統制』  
 発行日 2015年3月11日  
 名称 大庭弘継編『パンデミックを考える：その危険性と不確実性をめぐる政治・社会・倫理』  
 発行日 2015年3月31日  
 名称 高橋良輔・大庭弘継編著『国際政治のモラル・アポリア：戦争／平和と揺らぐ倫理』ナカニシヤ出版  
 発行日 2014年6月16日

号の刊行の他、国際ワークショップの英語版報告書（アジェンダ・パンフレット）1冊、講演録2冊を刊行した。また、「国際社会と「倫理」」研究プロジェクトの成果として著書1冊を刊行した。

### 社会倫理研究奨励賞

野田宣雄氏（元南山大学教授）の篤志に基づき2007年度に創設された、若手による優秀な社会倫理研究論文に対して授与する社会倫理研究奨励賞について、第八回の募集・選定を実施した。自薦・他薦併せて11篇の応募があり、選定委員会の厳正なる審査の結果、受賞論文1篇、審査員賞1篇が選定された。

（丸山雅夫）

## 2014年度を振り返って

### 人事

丸山雅夫所長を中心に、マイケル・シーゲル第一種研究所員、奥田太郎第一種研究所員、大庭弘継第一種研究所員、鈴木真第一種研究所員を核とする研究所体制により、並列遂行中の複数の研究プロジェクトの推進協力を目標として、第二種研究所員4名および研究員1名の任用更新、非常勤研究員9名の再委嘱を行った。

### ウェブサイト

懇話会、シンポジウムの案内など研究所活動に関する情報発信に努めた。現在、日本語サイトの全面的なりニューアルの準備がほぼ整い、英語サイトの立ち上げ準備中である。

### 懇話会・国際会議・シンポジウム

懇話会3回、シリーズ懇話会3回、シンポジウム3回、研究会1回、研究検討会1回、共催講演会1回、学生企画講演会後援1回、第一種研究所員退職記念講演会1回を開催した。

### 出版物

『社会と倫理』第二十九号、『時報しゃりんけん』第七

# 研究所活動記録

(2014年4月-2015年3月)

## 研究所専任スタッフ研究業績

### Michael Seigel【マイケル・シーゲル】

#### 著書

“Catholic Theology and Other Religions: A Revisitation of the Question”, in Ross Fishburn, Michael Kelly, Christopher Monaghan and Peter Price ed., *Creating a Welcoming Space: Reflections on Church and Mission – Essays to Honour Larry Nemer SVD.*, Morning Star Publishing, 2014.

#### 研究報告書

Aran Martin, Kazuki Kagohashi, Michael T. Seigel, John Pullen, Christian dimmer, Kazuyo Nagahama and Winibaldus Stefanus Mere, *Responding to the Environmental Crisis*, Nanzan University Institute for Social Ethics, 2015.

#### 講演

栗林輝夫講演「原発と原子力の神学——テクノロジーの視点から」に対するコメント、南山大学社会倫理研究所主催懇話会シリーズ懇話会「3.11以後何が問われているのか」第6回懇話会「キリスト教と科学技術：原発問題をキリスト教はどう考えるか」、南山大学、2014年10月18日。

「社会倫理を支えるものとしての“補完性の原理”」退職記念講演会、南山大学、2015年3月23日。

### 奥田太郎【おくだ・たろう】

#### 著書

犬塚元責任編集『岩波講座 政治哲学 2 啓蒙・改革・革命』(II-6「ヒュームとスミス—共感と観察者の理論は正義を語りうるか」pp. 125-148を担当)、岩波書店、2014年4月。

座小田豊・栗原隆編『生の倫理と世界の論理』(11「応用倫理学は(どのように)幸福を抜くか」pp.289-308を担当)、東北大学出版会、2015年3月。

#### 書評

高橋良輔・大庭弘継編著『国際政治のモラル・アポリア—戦争／平和と揺らぐ倫理』(ナカニシヤ出版、2014年)『社会と倫理』第29号、pp. 142-147、2014年10月。

重田園江著『社会契約論—ホッブズ、ヒューム、ルソー、ロールズ』(ちくま新書、2013年)『社会と倫理』第29号、p. 160、2014年10月。

#### 学会発表

コメント、応用哲学会第6回年次研究大会・ワークショップ「専門職倫理・応用倫理学関連領域における汎用型教育コンテンツの研究と開発：日本語版のレビューと英語版の試行」、関西大学、2014年5月11日。

「自然化の行き着く先としての倫理の非自然性—戸田山からウィギンズ、そしてヒュームへ」、中部哲学会大会シンポジウム「自然主義と倫理」、豊田工業大学、2014年9月27日。

#### 講演

「地域の少年について考える」、平成26年度愛知県少年補導委員会連合会研修会、ウィルあいち、2014年6月9日。

「私の学問の道：公共する道、世代継承する道—思慮ある傍観者であること、その先—」、樹福実学共働学習会、2015年2月2日。

#### 翻訳

デイヴィッド・ウィギンズ著、『ニーズ・価値・真理—ウィギンズ倫理学論文集』(Wiggins, David, *Needs, Values, Truth*, Oxford University Press, 3rd edition amended, 2002.)、大庭健・奥田太郎監訳、勁草書房、2014年7月(全体の監訳および第一章(pp. 1-93)、訳者解題の一部(pp. 297-309、pp. 338-339)を担当。)

#### 調査報告書

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構『第九回万引に関する全国青少年意識調査分析報告書』2014年6月(瀧川哲夫・児玉聡との共著)

愛知県県民生活部社会活動推進課委託事業(受託事業者：縁エクスパート株式会社)『「保護者のための体験！体感！スマホ教室」受講者アンケート調査分析報告書(速報版)』2014年8月25日(協力：土屋耕治)

愛知県県民生活部社会活動推進課委託事業(受託事業者：縁エクスパート株式会社)『「保護者のための体験！体感！スマホ教室」受講者アンケート調査分析中間報告書』2014年12月26日(協力：土屋耕治)



愛知県県民生活部社会活動推進課委託事業（受託事業者：  
緑エキスパート株式会社）『「保護者のための体験！体  
感！スマホ教室」受講者アンケート調査分析最終報告  
書』2015年3月30日（協力：土屋耕治）

#### 講演録編集

岡部桂史・奥田太郎編『工業化と企業家精神—ヨハネス・  
ヒルシュマイヤーの時代—』南山学会、2015年3月。

### 大庭弘継【おおば・ひろつぐ】

#### 著書

高橋良輔・大庭弘継編著『国際政治のモラル・アポリア—  
戦争／平和と揺らぐ倫理』、ナカニシヤ出版、2014年5月。

#### 寄稿

「世界を覆うアポリアと理想の行く末を求めて—「国際  
社会」と倫理」研究プロジェクト活動報告、『時報しや  
りんけん』第7号、pp.30-33、2014年8月。

「コンゴ訪問記」、『時報しやりんけん』第7号、pp.38-  
43、2014年8月。

#### 新刊紹介

「大治朋子著『勝てないアメリカ—「対テロ戦争」の日  
常』(岩波新書、2012年)』『社会と倫理』第29号、p.  
168、2014年10月。

「レイモンド S. ファイファー&ラルフ P. フォースバーグ  
著(高田一樹訳)『48のケースで学ぶ職業倫理—意思  
決定の手法と実践』(センゲージラーニング、2014年)』  
『社会と倫理』第29号、pp.169-170、2014年10月。

#### 学会発表

「不可避の犠牲—国際政治学のリアリストの立場から」、  
応用哲学学会第6回大会シンポジウム「戦争における民  
間人保護の論理：現代の戦争にどう向き合うか?」、関  
西大学、2014年5月10日。

「「時間の政治倫理」を構想する—哲学者との対話による  
論点の抽出」(伊藤丈人、高澤洋志、高橋良輔各氏と共  
同) 応用哲学学会第6回大会ワークショップ、関西大学、  
2014年5月10日。

「最終手段としての人道的介入—不確実性とメチ」、日  
本政治学会2014年度研究大会、早稲田大学、2014  
年10月12日。

#### 研究会報告

「試論「人類のための犠牲」、社会倫理研究所研究会「超  
国家権力の出現に備えて」、南山大学、2015年1月10日。

#### 講演録編集・執筆

大庭弘継編『パンデミックを考える—その危険性と不確  
実性をめぐる政治・社会・倫理』、南山大学社会倫理研  
究所、2015年3月。

### 鈴木 真【すずき・まこと】

#### 論文

「幸福とは何か」という哲学的問を問い直して、規範的  
探究にとつての幸福の理論を構築する、『中部哲学会  
年報』第45号、pp.13-34、2014年。

“How Have Japanese Philosophers Responded to the Problems  
of Risk Arising from the Fukushima Nuclear Accident: Can  
We Learn from Them?” *Applied Ethics: Ethics in an Era  
of Emerging Technologies*, Center for Applied Ethics and  
Philosophy, Hokkaido University, July 2014, 49-64.

#### 新刊紹介

シリーズ生命倫理学編集委員会編『シリーズ生命倫理学』  
全20巻(丸善出版、2012年—2013年)、『社会と倫  
理』第29号、p.166、2014年10月。

伊勢田哲治・戸田山和久・調麻佐志・村上祐子編『科学  
技術をよく考える—クリティカルシンキング練習帳』  
(名古屋大学出版会、2013年)、『社会と倫理』第29号、  
pp.167-168、2014年10月。

#### 学会発表

「規範理論の構築と直観—「リスク」を例にとつて考える  
—」、応用哲学学会第6回大会ワークショップ「メタ哲  
学ワークショップ：哲学に直観は必要か」(鈴木貴之・  
笠木雅史・鈴木真)、関西大学、2014年5月10日。

“Introduction to Applied Ethics”、応用哲学学会第6回大会  
ワークショップ「専門職倫理・応用倫理学関連領域に  
おける汎用型教育コンテンツの研究と開発：日本語版  
のレビューと英語版の試行」(真嶋俊造・蔵田伸雄・奥  
田太郎・鈴木真)、関西大学、2014年5月11日。

“Consequentialism, Well-Being, and Other-Regarding or Evil



Mental States.” The 13th Conference of the International Society for Utilitarian Studies Happiness and Human Well-being Reconsidered Concept, History and Measurement, August 20-22, 2014, Yokohama National University.

“The Mathematical Representation of Moral Structures.” The Second Conference on Contemporary Philosophy in East Asia, August 29, 2014, Kyoto University.

「太田雅子「自己欺瞞に責任を問えるか」に対するコメント」東京法哲学研究会・法理学研究会 合同研究合宿、御殿場高原・時之栖ブルーベリーロッジ、2014年9月5日。

“Well-being and the Problem of Adaptation to Prior Experiences.” International Symposium on Memory and Human Well-being: Interdisciplinary Perspectives, November 11, 2015, Indian Institute of Technology Bombay.

“Comments on Gustaf Arrhenius, Population Ethics: The Challenge of Future Generations (Oxford: Oxford University Press, forthcoming).” 研究会「Population Ethics をめぐって」、立命館大学生存学研究センター、立命館大学、2015年1月12日。

「倫理学と経済学における帰結主義的伝統と価値の測定」道徳・社会認知研究会第三回、東京大学、2015年2月14日。

「短期大学における教育効果の可視化とキャリア意識の影響」[ポスター発表] (共著者：大塚知津子、中島和成、上原正子、中井俊樹) 大学教育改革フォーラム in 東海 2015、名古屋大学、2015年3月7日。

#### 寄稿

学界報告「上智大学生命倫理研究所・南山大学社会倫理研究所共催公開シンポジウム「今、子どもを想うー児童保護における国と家族の役割」」、『時報しゃりんけん』第7号、pp. 12-15、2014年8月。

2013年度懇話会報告「第三回懇話会 小林正弥先生「コミュニティアニズムのフロンティアー理論的整理と家族・子どもについて」」、『時報しゃりんけん』第7号、pp. 17-18、2014年8月。

2013年度懇話会報告「第六回懇話会「良心なき人」の心理と倫理ーサイコパシー研究とその含意ー」、『時報しゃ

りんけん』第7号、pp. 21-22、2014年8月。

#### 講演録編集

三好千春・鈴木真編『3.11以後何が問われているのか2ー科学技術の社会的統制』、南山大学社会倫理研究所、2015年3月。

#### 受賞

大学教育改革フォーラム in 東海 2015 優秀ポスター賞 受賞 (ポスター発表「短期大学における教育効果の可視化とキャリア意識の影響」(共著者：大塚知津子、中島和成、上原正子、中井俊樹) 大学教育改革フォーラム in 東海 2015 に対して)、2015年3月7日。

## 籠橋一輝【かごはし・かずき】

#### 論文

「持続可能な地域発展を考えるー香川県讃岐平野の渇水管理を事例として」、『技術倫理と社会』、第9号、pp.84-91、2014年4月。

「ダム建設問題をめぐる社会的合意形成とその阻害要因ー設楽ダム計画を事例として」(蔡佩宜、佐藤真行ほか1名との共著)、『水資源・環境研究』、第27巻1号、pp.1-12、2014年8月。

「緒言「本質的自然資本」をどう考えるか」、『社会と倫理』、29号、pp.1-5、2014年10月。

「本質的自然資本の判定基準の再検討」、『社会と倫理』、29号、pp.51-66、2014年10月。

「地域共同体を基盤とした渇水管理システムの持続可能性ー1994年渇水時の讃岐平野を事例として」、『彦根論叢』、第403号、pp.136-152、2015年3月。

#### 研究報告書

*Responding to the Environmental Crisis*, (Aran Martin、Michael T. Seigel ほか4名との共著)、南山大学社会倫理研究所、64p、2015年1月。

#### 講演

「経済と環境の両立に向けたランドケア・アプローチの有効性」、「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト成果報告シンポジウム、2014年11月22日。

# 研究所活動記録

(2014年4月-2015年3月)

## 研究所専任スタッフに関わる学会・研究会・講演・調査等の記録

### 2014年

- 4月12日 奥田所員、中部哲学会委員会（於名古屋大学）に総務担当委員として出席。籠橋研究員、コモنز研究会（於総合地球環境学研究所）にて報告。
- 4月20日 奥田所員、少年非行問題研究会（於大阪府守口市某所）に参加。
- 4月22日 大庭所員、京都大学白眉センター2013年度年次報告会に参加。
- 4月24日 奥田所員、県民生活部有識者会議に出席。
- 4月26日 大庭所員、同志社大学公開講演会「福島の3年—記者の視点から—」に参加。
- 4月27日 奥田所員、「法と人間科学」責任班研究会（於名古屋大学）に参加。
- 4月29日 シーゲル所員、宣教司牧評議会総会パネルディスカッションに登壇。
- 5月9日 籠橋研究員、自然資本経営研究会（於京都大学）にて報告。
- 5月10-11日 奥田所員、応用哲学会（於関西大学高槻ミューズキャンパス）に理事および編集委員長として参加し、司会およびワークショップのコメントータを務める。鈴木所員、理事として参加、報告。大庭所員、ワークショップおよびシンポジウムにて報告。
- 5月14日 シーゲル所員、日本福祉大学「グローバル教養」科目「多文化間に生きるために」（於日本福祉大学）にて講演。
- 5月15日 鈴木所員、川口潤氏講演会「人はなぜなつかしさを感じるのか—記憶の心理学から—」（於名古屋大学）に参加。
- 5月17日 奥田所員、関西倫理学会委員会（於京都女子大学）に委員として出席。鈴木所員、中部生命倫理研究会（於名古屋第二日赤病院）に参加。籠橋研究員、水研究会（於京都大学）に参加。大庭所員、立命館大学土曜講座「日本近代思想史入門—美濃部達吉と吉野作造を読み解く—」に参加。
- 5月28日 奥田所員、キャリア教育講演会（於京都府立南陽高校）にて講演。
- 6月2日 大庭所員、鈴木所員、奥田所員、速水融先生宅（於東京都内）にてインタビュー収録。上智大学生命倫理研究所とシンポジウムに関する打ち合わせ。
- 6月6日 籠橋研究員、自然資本経営研究会（於京都大学）に参加。
- 6月7日 鈴木所員、科学哲学会大会実行委員会（於日本大学文理学部キャンパス）に実行委員として出席。大庭所員、奥田所員、ワークショップ「反社会性—哲学・心理学・法学から考える—」（於南山大学）に参加。
- 6月9日 奥田所員、平成26年度愛知県少年補導委員会連合会研修会（於ウィルあいち）にて講演。
- 6月11日 大庭所員、人類学博物館特別講演会（於南山大学）に参加。
- 6月14日 籠橋研究員、コモنز研究会（於京都大学）に参加。大庭所員、京都生命倫理研究会（於立命館大学）に参加。
- 6月18日 シーゲル所員、日本カトリック司教総会にて講演。
- 6月19日 大庭所員、東海地区政治思想研究会（於名古屋大学）に参加。
- 6月21日 ヒルシュマイヤー著作集刊行記念シンポジウム開催。
- 6月22日 鈴木所員、ジョン・スチュアート・ミル *A System of Logic* 翻訳研究会（於京都大学 iCeMS 西館）に参加。
- 6月28日 シーゲル所員、日本カトリック司教協議会社会司教委員会・正義と平和協議会共催『『福音の喜び』シンポジウム』に登壇。
- 6月28-29日 奥田所員、大庭所員、日本哲学会（於北海道大学）に参加。
- 7月4日 大庭所員、南山大学アジア・太平洋研究センター講演会「アジア現代史の闇—インドネシア9・30事件と中国文化大革命」に参加。
- 7月5日 社倫研第1回懇話会開催。
- 7月11日 奥田所員、南山大学哲学研究会（於南山大学）



- に参加。
- 7月12日 奥田所員、中部哲学会委員会（於名古屋大学）に総務担当委員として出席。
- 7月12-13日 大庭所員、奥田所員、京大稲盛財団京都賞シンポジウム（於京都大学）に参加。
- 7月16日 鈴木所員、南山学会（人文系列）（於南山大学）に参加。
- 7月19日 社倫研第2回懇話会開催。
- 7月20日 鈴木所員、応用哲学会理事会（於慶應義塾大学）に出席。
- 7月24日 鈴木所員、「記憶が繋ぐもの」構想発表研究会（於名古屋大学）に出席、構想の発表。
- 7月26-27日 鈴木所員、社会心理学会第55回大会（於北海道大学）に参加。
- 8月1-3日 箆橋研究員、焼畑農業の実態に関する調査（於静岡県井川）。
- 8月2日 鈴木所員、ジョン・スチュアート・ミルA *System of Logic* 翻訳研究会（於京都大学 iCeMS 西館）に参加。
- 8月3-10日 大庭所員、フィリピンに語学研修。
- 8月4日 シーゲル所員、清泉女学院大学・短期大学「建学の精神の涵養」研修会（於清泉女学院大学）にて講演。
- 8月12日 奥田所員、「法と人間科学」責任班研究会（於名古屋大学）に参加。
- 8月20-22日 鈴木所員、The 13th Conference of the International Society for Utilitarian Studies Happiness and Human Well-being Reconsidered Concept, History and Measurement（於横浜国立大学）に参加、報告。
- 8月21日-9月21日 箆橋研究員、ランドケアの現地調査（於オーストラリア、ニューサウスウェールズ州およびヴィクトリア州、他）。
- 8月25日 箆橋研究員、Nanzan University and MDBA workshop（於キャンベラ大学）にて報告。
- 8月28-29日 鈴木所員、The Second Conference on Contemporary Philosophy in East Asia（於京都大学）に参加、報告、および司会を務める。
- 8月29日 大庭所員、アジア経済研究所夏期公開講座に参加。
- 8月30日 奥田所員、関西倫理学会委員会（於京都女子大学）に委員として出席。
- 9月3日 鈴木所員、Robert Sparrow 氏講演（於名古屋大学）に参加。
- 9月4-5日 鈴木所員、東京法哲学研究会・法理学研究会 合同研究合宿（於御殿場高原・時之栖ブルーベリーロッジ）に参加、コメント報告。
- 9月6日 奥田所員、ネットワーク日本哲学研究会（於京都大学）に参加。
- 9月7日 鈴木所員、奥田所員、名古屋哲学フォーラム（於南山大学）に世話人として参加。
- 9月8-10日 大庭所員、応用哲学会サマースクール（於JAXA 筑波宇宙センター）に参加。
- 9月11日 鈴木所員、応用哲学会理事会・実行委員会（於慶應義塾大学）に理事として出席。
- 9月13日 鈴木所員、科学哲学会大会実行委員会（於日本大学文理学部キャンパス）に実行委員として出席。
- 9月13日 大庭所員、京大春秋講義「生命と老化を考える」に参加。
- 9月14日 シーゲル所員、日本カトリック正義と平和協議会全国大会ミニシンポジウム「イエスが望む教会と社会との関わり」に登壇。
- 9月17日 シーゲル所員、三重県農業大学校にて講演。
- 9月17-19日 箆橋研究員、National Landcare Conference（於メルボルン）に参加。
- 9月20日 奥田所員、日本イギリス哲学会理事会（於慶應義塾大学三田キャンパス）に理事として出席。シーゲル所員、神言会・聖霊会正義と平和協議会共催「平和の日講演」にて講演。
- 9月21日 奥田所員、出版記念イベント「哲学カフェのつくりかた」にて司会・進行役を務める。
- 9月27日 奥田所員、中部哲学会年次大会（於豊田工業

- 大学)にシンポジウム提題者として登壇。中部哲学会委員会に総務担当委員として出席。鈴木所員、参加。
- 9月28日 鈴木所員、ジョン・スチュアート・ミル *A System of Logic* 翻訳研究会(於キャンパスプラザ京都)に参加。
- 10月4日 社倫研・上智大学生命倫理研究所共催公開シンポジウム(於南山大学)開催。
- 10月5日 奥田所員、鈴木所員、日本倫理学会第65回対会(於一橋大学)に参加。
- 10月5日 大庭所員、戸田山和久『哲学入門』合評会(於キャンパスプラザ京都)に参加。
- 10月11日 籠橋研究員、コモンズ研究会(於京都大学)に参加。
- 10月11-12日 大庭所員、日本政治学会(於早稲田大学)に参加、報告。
- 10月17日 奥田所員、少年非行問題研究会(於京都府警察本部)に参加。
- 10月18日 社倫研シリーズ懇話会「3.11以後何が問われているのか」第6回開催。シーゲル所員、コメンテータを務める。
- 10月25日 籠橋研究員、環境ガバナンス研究会(於金沢大学)にて報告。
- 10月25-26日 鈴木所員、日本生命倫理学会第26回年次大会(於浜松アクトシティコンgresセンター)に参加、開催業務。奥田所員、参加。
- 11月1日 鈴木所員、科学基礎論学会秋のワークショップ(於東京大学駒場キャンパス)に参加。
- 11月2日 鈴木所員、第九回応用倫理学国際会議およびポストカンファレンスイベント(於北海道大学)に出席、司会を務める。大庭所員、シンポジウム「グローバルインドの今」(於京都大学)に参加。
- 11月5日 大庭所員、平成26年度安全保障国際シンポジウム「平和維持活動の新潮流—新たな方向性の模索」(於ホテル椿山荘東京)に参加。
- 11月6日 奥田所員、京都大学リレー講義「応用倫理学入門」にて講義。
- 11月6-12日 鈴木所員、International Symposium on Memory and Human Well-being: Interdisciplinary Perspectives (Indian Institute of Technology Bombay)に参加、報告。
- 11月8-9日 奥田所員、関西倫理学会2014年度大会(於大阪教育大学)に参加。委員として関西倫理学会委員
- 会に出席。
- 11月15-16日 鈴木所員、科学哲学会(於南山大学)に参加、開催業務。
- 11月22日 社倫研「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト成果報告シンポジウム開催。シーゲル所員、籠橋研究員、報告。
- 11月25日、27日 鈴木所員、マーク・マクフェラン氏講演会「プラトン『テアイテトス』「脱線議論」における正義と敬虔」(25日)、「プラトン『国家』最終箇所における徳と運と選択」(27日)に参加。
- 11月28日 社倫研共催・学生企画講演会開催。
- 11月29日 奥田所員、日本イギリス哲学会理事会(於キャンパスプラザ京都)に理事として出席。籠橋研究員、水研究会(於京都大学)に参加。
- 11月30日 奥田所員、京都フォーラム25周年期年共働実学研究会(於大阪国際会議場)に参加。
- 12月6日 社倫研シリーズ懇話会「3.11以後何が問われているのか」第7回開催。
- 12月7日 シーゲル所員、カトリック高蔵寺教会待降節黙想会にて講演。
- 12月11日 シーゲル所員、神言会・聖霊会正義と平和協議会共催「第1次世界大戦のクリスマス休戦100周年を記念して」にて講演。
- 12月13日 籠橋研究員、学術シンポジウム「ジャン＝ピエール・デュビュイの思想圏—カタストロフ、科学技術、エコノミー」(於慶應義塾大学)に参加。
- 12月20日 奥田所員、経営研究センターシンポジウム(於南山大学)に参加。籠橋研究員、財政学研究会『戦後日本公害史論』出版記念シンポジウム(於京都大学)に参加。
- 12月21日 社倫研シリーズ懇話会「3.11以後何が問われているのか」第8回開催。
- 12月26日 籠橋研究員、自然資本経営研究会(於京都大学)に参加。
- 12月27-28日 大庭所員、奥田所員、鈴木所員、京都生命倫理研究会(於京都大学)に参加。籠橋研究員、ランドケア研究会(於南山大学)の開催および報告。

## 2015年

- 1月10日 奥田所員、名古屋哲学会講演会（於南山大学）に参加。大庭所員、超国家権力研究会（於南山大学）主催、報告、鈴木所員、参加。
- 1月11日 奥田所員、シンポジウム「結婚という制度 その内と外」（於北海道大学）に参加。大庭所員、京都大学宇宙総合学ユニットシンポジウム「宇宙にひろがる人類文明の未来 2015」（於京都大学）に参加。シーゲル所員、アーノルド・ヤンセン霊性委員会主催、神言会・聖霊会合同研修会にて講演。
- 1月12日 鈴木所員、研究会「Population Ethics をめぐって」（於立命館大学生存学研究センター）に参加、コメント報告。
- 1月15日 大庭所員、東海地区政治思想研究会（於名古屋大学）に参加。
- 1月24日 大庭所員、公開講演会「現代アフリカの暴力を考える」（於京都大学）に参加。
- 2月2日 奥田所員、樹福実学共働学習会（於樹福書院）にて講演。
- 2月5日 第8回社会倫理研究奨励賞選定委員会開催。
- 2月10日 籠橋研究員、自然資本経営研究会（於京都大学）に参加。
- 2月14日 鈴木所員、第三回道徳・社会認知研究会（於東京大学駒場キャンパス）に参加、報告。
- 2月21日 鈴木所員、ジョン・スチュアート・ミル A System of Logic 翻訳研究会（於京都大学）に参加。
- 2月21-22日 籠橋研究員、森林管理の現状に関する視察（於三重県伊勢市矢持）。
- 2月22日 シーゲル所員、広島「平和アピール」記念行事講演「聖ヨハネ・パウロ 2世の遺したもの」にて講演。
- 2月23日 奥田所員、少年非行問題研究会（於京都府警察本部）に参加。鈴木所員、応用哲学会大会実行委員会（於東北大学）に理事として参加。
- 3月4-6日 大庭所員、平和安全保障研究所・沖縄研修に参加。
- 3月7日 鈴木所員、大学教育改革フォーラム in 東海 2015（於名古屋大学東山キャンパス）に参加、ポスター発表。大庭所員、立命館大学土曜講座に参加。
- 3月8日 奥田所員、ちゅうでん児童文学賞記念講演会（於名鉄ニューグランドホテル）に参加。
- 3月11日 鈴木所員、エコノ・リーガル・スタディーズ主催 (ELS) ワークショップ / IISS ワークショップ「キャス・サンスティーン『恐怖の法則』をめぐって」（於神戸大学）に参加。
- 3月14日 大庭所員、奥田所員、鈴木所員、京都生命倫理研究会（於立命館大学朱雀キャンパス）に参加。
- 3月15日 奥田所員、ネットワーク日本哲学研究会（於京都大学）に参加。鈴木所員、ジョン・スチュアート・ミル A System of Logic 翻訳研究会（於京都キャンパスプラザ）に参加。
- 3月16日 第8回社会倫理研究奨励賞授賞式・受賞記念講演会開催。
- 3月17日 大庭所員、家庭教育研究会（於北海道大学東京オフィス）に参加。
- 3月20日 籠橋研究員、「点と線をつなぐプロジェクト」研究報告会（於長野県富士見町）にて報告。大庭所員、R2P ネットワーク第0回研究会（於東京大学駒場キャンパス）に参加、討論者を務める。
- 3月21日 社倫研第3回懇話会開催。
- 3月22日 シーゲル所員、横浜教区正義と平和協議会シンポジウム「誰でもが排除されない社会へ」に登壇。
- 3月23日 マイケル・シーゲル氏退職記念講演会開催。
- 3月26日 大庭所員、東海地区政治思想研究会（於名古屋大学）に参加。
- 3月27日 奥田所員、日本イギリス哲学会理事会（於甲南大学）に理事として出席。
- 3月27-29日 籠橋研究員、International Workshop 'The Adaptive Watershed Governance' in Yasu River（於滋賀県甲賀市他）に参加。
- 3月28-29日 奥田所員、日本イギリス哲学会（於甲南大学）にて個人研究報告の司会およびシンポジウム司会発題者を務める。鈴木所員、参加。

# 南山大学社会倫理研究所スタッフ

所長

丸山雅夫

第一種研究所員

- 奥田 太郎 人文学部人類文化学科・准教授 [倫理学、応用倫理学]  
 籠橋 一輝 経済学部経済学科・講師 [地球環境学、環境経済学] (2015年10月1日付着任予定)  
 森山 花鈴 総合政策学部総合政策学科・講師 [行政学、政治学] (2015年10月1日付着任予定)

第二種研究所員

- 石川 良文 総合政策学部総合政策学科・教授 [都市環境政策、地域経済、公共政策評価]  
 大竹 弘二 外国語学部ドイツ学科・准教授 [現代ドイツ政治理論、政治思想史]  
 坂下 浩司 人文学部人類文化学科・教授 [西洋古代哲学史、応用倫理学 (工学倫理)]  
 杉原 桂太 理工学部システム数理学科・講師 [科学技術社会論、科学哲学、技術者倫理]  
 鈴木 貴之 人文学部人類文化学科・准教授 [心の哲学 (心理学の哲学、認知科学の哲学)]  
 林 雅代 人文学部心理人間学科・准教授 [教育史、教育社会学]  
 丸山 雅夫 大学院法務研究科・教授 [刑事法]  
 水留 正流 法学部法律学科・准教授 [刑法、精神医療]  
 三好 千春 人文学部キリスト教学科・教授 [キリスト教史]  
 山田 哲也 総合政策学部総合政策学科・教授 [国際法、国際機構論]

客員研究所員

- Michael Seigel 総合政策学部総合政策学科・元教授 [カトリック社会倫理、和解学]

非常勤研究員

- 池田 丈佑 富山大学人間発達科学部・准教授 [国際関係論]  
 石田 淳 東京大学大学院総合文化研究科・教授 [国際政治学]  
 伊勢田 哲治 京都大学大学院文学研究科・准教授 [科学哲学、倫理学]  
 梅澤 彩 熊本大学大学院法曹養成研究科・准教授 [民法、家族法]  
 大庭 弘継 九州大学大学院比較社会文化研究院・特別研究者 [国際政治学]  
 香坂 玲 金沢大学大学院人間社会環境研究科・准教授 [環境経済学、国際協力論]  
 小林 傳司 大阪大学コミュニケーションデザイン・センター・教授 [科学哲学、科学論、科学技術論]  
 鈴木 真 関西福祉科学大学社会福祉学部・准教授 [哲学、倫理学、Institutional Research]  
 瀬口 昌久 名古屋工業大学大学院工学研究科・教授 [古代哲学、技術者倫理]  
 高橋 良輔 青山学院大学地球社会共生学部・教授 [現代政治理論、国際関係論、政治社会学]  
 谷口 照三 桃山学院大学経営学部・教授 [経営学、経営哲学、経営倫理学]  
 中野 涼子 シンガポール国立大学人文社会科学部日本学科・助教授 [国際関係論、日本近代思想史]  
 福永 真弓 東京大学大学院新領域創成科学研究科・准教授 [環境倫理学、環境社会学]  
 眞嶋 俊造 北海道大学応用倫理研究教育センター・准教授 [応用倫理学]  
 山田 秀 熊本大学法学部・教授 [法哲学、自然法論]

2015年10月1日現在

# 研究プロジェクト関連マップ 2015

研究プロジェクトの構成を含め、再構築中

**「国際社会」と倫理」研究プロジェクト**

「公正と平和」研究プロジェクト

「保護する責任」研究プロジェクト

**「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト**

**「経済・経営・倫理」研究プロジェクト**

**「法・制度・倫理」研究プロジェクト**

**「倫理学の可能性」研究プロジェクト**

**「科学技術と倫理」研究プロジェクト**

**「生命倫理の諸問題」研究プロジェクト**

**カトリック社会倫理研究プロジェクト**

**「歴史・記憶・情報」研究プロジェクト**

## 編集後記

2014年度は、ここ数年間のスタッフ5名体制での運営による総決算のような一年となりました。6月には、関連諸学会との協力関係のもと、南山大学第三代学長故ヨハネス・ヒルシュマイヤー氏の著作集刊行記念シンポジウムを開催し、学内外にヒルシュマイヤー氏の遺した学術業績の存在感を余すところなく伝えることができました。また、毎年上智大学と持ち回りで開催している共催シンポジウムでは、身近な事柄でありながら日頃はほとんど問題視されない「パンデミック」という大きな問題がテーマに掲げられ、大庭所員の企画・人選すべてにわたる尽力により、ベテラン、中堅、若手の世代を跨いだ一級の研究者たちによって今後取り組まれるべき争点が剔抉される恰好の場となりました。さらに、6年にわたって進めてきた「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクトの成果報告シンポジウムも開催され、充実した議論を通じて、次の段階へ進む手掛かりを得ることができたと思います。このプロジェクトに関連して、オーストラリアから短期客員研究所員を迎えられたことも収穫の一つでした。そして、第二種研究所員による企画（学生企画講演会とシリーズ懇話会）も実施され、いずれも盛況のうちに終えることができました。

他方、長年研究所のためにご尽力下さったシーゲル所員、ここ数年間の社倫研活動を支えて下さった大庭所員、鈴木所員、籠橋研究員が2014年度を限りに退職となりました。これまでのご尽力に感謝申し上げるとともに、今後のそれぞれの場での活躍を祈念致します。2015年度秋以降は新しいスタッフを迎えて、また新たな船出をすることになっております。本年度もまた、一層のご愛顧とご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

奥田太郎

2015 年 8 月 21 日 発行

**編集兼発行人** 南山大学社会倫理研究所  
名古屋市昭和区山里町 18 〒 466-8673  
電話 (052) 832-3111 (代表)  
代表者 丸山雅夫  
E-mail: ise-office@ic.nanzan-u.ac.jp  
<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/ISE/>

**印刷所** 株式会社クイックス  
名古屋市熱田区桜田町 19-20 〒 456-0004  
電話 (052) 871-9190 (代表)

